

官報

号外

平成二十八年四月二十二日

○第百九十回 衆議院會議録 第二十七号

平成二十八年四月二十二日(金曜日)

議事日程 第十七号

平成二十八年四月二十二日

午後一時開議

第一 行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外四名提出)及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長遠山清彦君。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(遠山清彦君登壇)

○遠山清彦君 たいいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政並びに独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営並びに個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みを設けるほか、所要の規定の整備を行うものであります。

本案は、去る四月十三日本委員会に付託され、翌十四日高市総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日から質疑に入り、同日参考人から意見聴取を行い、二十一日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外四名提出)及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、細田博之君外四名提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び今井雅人君

外二名提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案について、順次趣旨の説明を求めます。提出者細田博之君。

(細田博之君登壇)

○細田博之君 たいいま議題となりました自由民主党及び公明党提出の衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。まず、本法律案の提案理由について御説明をいたします。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口格差については、近年、平成二十三年、二十五年及び二十七年と三度にわたり違憲状態である旨の最高裁判所大法廷判決が出されており、違憲状態の解消に向けた格差是正措置を講ずることが喫緊の課題となっております。

また、平成二十六年六月十九日の衆議院議院運営委員会の議決に基づき議長のもとに設置された諮問機関、衆議院選挙制度に関する調査会においては、佐々木毅座長のもと、計十七回に及ぶ会議が開催され、衆議院小選挙区の一票の格差の問題や各選挙制度の比較考量、そして衆議院議員の定数削減等について、精力的かつ真摯に議論を行っていたいただきました。

その議論の結果を踏まえ、本年一月十四日に同調査会の答申が議長に提出されました。自由民主党及び公明党は、この答申の内容を尊重する立場からそれぞれ検討を行い、議長の御指導のもと、両党の間で協議を重ねました。

このような経緯を経て、今般、両党は、最高裁判決及び調査会答申に沿って、衆議院議員の定数を削減すること、違憲状態の解消に向けた衆議院小選挙区に係る人口格差の是正措置を講ずることとした次第であります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。

次に、本法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正についてであります。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口格差を是正するため、都道府県別定数配分の方式として、いわゆるアダムズ方式を導入するとともに、同方式による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、十年に一度の大規模国勢調査のみ行うこととしております。

なお、このアダムズ方式導入に係る改正については、本法律案施行後の直近の大規模国勢調査である平成三十二年国勢調査から適用されることとしております。

また、大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、選挙区間の格差が二倍以上となったときに境界の変更で対応することとしております。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります。

本法律案では、衆議院議員の定数を四百六十五人とし、小選挙区選出議員を六人、比例代表選出議員を四人、合計して十人削減することとしており、削減後の小選挙区の区割り、別に法律で定めることとしております。

また、比例ブロックの定数配分について、小選挙区と同様、アダムズ方式により行うことを明記いたしております。

第三に、平成三十二年の国勢調査までの緊急は正措置として行う、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告についてであります。

衆議院議員選挙区画定審議会は、平成二十七年の国勢調査の結果に基づき小選挙区の区割り改定案の作成及び勧告を行うものとし、この改定案の作成に当たっては、定数六減の対象となる都道府

県を、平成二十七年の国勢調査に基づきアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員一人当たり人口の最も少ない都道府県から順に六都道府県とするともに、各小選挙区の人口に、将来見込み人口を踏まえ、次回の見直しまでの五年間を通じて格差二倍未満となるように区割りを行うこととしております。

また、比例ブロックの定数配分についても、平成二十七年の国勢調査に基づき、小選挙区と同様の基準により、議員一人当たり人口の最も少ないブロックから順に四ブロックを削減の対象とするとしております。

このほか、検討事項を設け、本法の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方については、不断の見直しが行われるものとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。（拍手）

○議長（大島理森君） 提出者今井雅人君。

〔今井雅人君登壇〕

○今井雅人君 たいだいま議題となりました民進党・無所属クラブ提出の衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、本法律案の提案理由について御説明をいたします。

一昨年、議長のもとに設置された諮問機関である衆議院選挙制度に関する調査会におかれては、佐々木毅座長を初め委員の皆様にも多大な御尽力をいただき、本年一月に答申を大島議長に提出していただいたところでございます。

答申においては、「較差は正は喫緊の最重要課題である。」とされております。これは、改めて申

し上げるまでもなく、ここ五年余りの間に三度も出された最高裁判所の違憲状態判決を深刻に受け止め、先送りすることなく、違憲状態の解消を早急に行わなければならないということを意味いたします。

また、衆議院議員の定数削減に関しては、答申では、「多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である。」とされております。

この定数削減の約束に関しては、私たちが決して忘れてはならない約束でございます。今をさかのぼること三年半近く前の平成二十四年十一月十四日に行われた党首討論において、当時の民主党の野田佳彦総理と自由民主党の安倍晋三総裁との間で、遅くとも平成二十五年の通常国会で定数削減を行うとの約束が交わされました。テレビ中継がなされ、国民注視のもとで交わされたこの約束の政治的な重さは、はかり知れないものがあります。

この約束に照らせば、答申において示された定数の十人削減は、我々民進党としては満足いくものではございませんが、調査会設置の際に、「各党派は、調査会の答申を尊重するものとする。」と議決したことを踏まえ、今後のさらなる定数削減を視野に入れた一歩前進と評価するとともに、喫緊の最重要課題である格差是正を行うため、この法律案を提出することいたしました。

以上が、この法律案を提出した理由でございます。次に、本法律案の内容の概要について御説明をいたします。

第一に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正についてでございます。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口格差を是正するため、都道府県別定数配分の方式として、いわゆるアダムズ方式を導入するとともに、同方式による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、十年に一度の大規模国勢調査のみ行うこととしております。

また、大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、選挙区間の格差が二倍以上となったときに境界の変更で対応することとしております。

なお、このアダムズ方式の導入の時期については、調査会答申をできる限り忠実に法案化するという観点から、平成二十二年の大規模国勢調査から実施することとしております。具体的には、平成二十二年の国勢調査の結果に基づいて、アダムズ方式により都道府県別定数の配分を行った上で、平成二十七年の国勢調査の結果に基づいて都道府県内の小選挙区の改定案の作成及び勧告を行うものとしております。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります。

本法律案では、衆議院議員の定数を四百六十五人とし、小選挙区選出議員を六人、比例代表選出議員を四人、合計して十人削減することとしており、削減後の小選挙区の区割り、別に法律で定めることとしております。

また、比例ブロックの定数配分について、アダムズ方式により行うことを明記しており、小選挙区と同様、平成二十二年の国勢調査の結果に基づいて、アダムズ方式によりブロック別の定数を配分してまいります。

第三に、見直し事項を設け、本法の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方については、不断の見直しが行われるものとし、この見直しにおいては、特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意をするともに、さらなる国会議員の定数削減を図るよう努めるものとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。（拍手）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外四名提出)及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。塩谷立君。

(塩谷立君登壇)

○塩谷立君 自由民主党の塩谷立でございます。(拍手)

質疑に入る前に、先週起きました熊本及び大分両県を震源とする地震災害により犠牲となられた多くの方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様方に心から哀悼の意を表します。また、いまだ続く余震に心を痛めていらっしゃる全ての被災者の方々に心からのお見舞いを申し上げます。我が党は、政府と一体となり、行方不明者の救命救助活動、被災者の皆様に寄り添った支援の取り組み等、全力を挙げることをお誓い申し上げます。

それでは、質問に移させていただきます。私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました、与党共同提出及び民進党提出の衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして質疑を行うものであります。

平成の時代に入りましてから今日まで、三十年近くの間に、我が国はさまざまな改革を進めてまいりました。選挙制度など政治改革の議論について、平成二年、ちょうど私が初当選の時期でしたが、議員同士の熱い議論が昼夜繰り広げられていたことを今でも鮮明に覚えております。

その政治改革を皮切りに、行政改革、地方分権改革、税制・金融システム改革、司法制度改革、教育改革、財政構造改革、社会保障と税の一体改

革など、我が国の根幹をなすさまざまな改革に続き、現在、安倍内閣において、まさに戦後以来の大改革が断行されようとしています。

端的に申し上げれば、これらの改革の背景には、従来、中央集権的行政機構を中核として、実に効率的に、効果的に稼働してきた我が国の戦後体制が壁にぶち当たり、国民が多岐の面で閉塞感を持つに至ったという時代認識があったのだと考えております。そして、我々は、政治主導の確立と自由主義的な市場原理の活用によって、これまでの体制を抜本的に変革し、我が国を閉塞状況から解放しようとしてきたのであります。

無論、これらの改革については、今後着手するものは言うに及ばず、全て成就したと言うことはできません。改革は広範にわたり、かつ、今まで経験したことのない手法を取り入れた分野が多かったこともあり、我々は常に、改革後の仕組み、システムの運用状況に目を凝らし、改革が所期の目的を十分に上げられるよう、常に必要な手直しを行いつつ、国民の信頼を確保していかねばなりません。

このような見地に立つとき、選挙制度は国民が政治に参加するための最も重要なシステムであることから、国民の制度への信頼性を基本にし、入念な検討を加えることが何よりも重要であります。

今回、与党及び民進党の両案は、衆議院小選挙区における投票価値の平等に反する状態の是正措置を求めた司法の要請に対し、衆議院議長のもとに設置された諮問機関から提示された答申を踏まえ、立法院として、法律案という形でその回答を提示されたものと考えます。

今回の法律案は、司法の要請に十全に答えられ、国民の信頼にもたえられるものと考えられるのか、与党及び民進党の提案者の見解を承りたいと存じます。

にしておかなければならないのは、小選挙区に係る都道府県への定数配分、また、比例代表に係る各ブロックへの定数配分の見直しについて、いわゆるアダムズ方式を導入する時期に大きな違いがあることであります。

言いかえれば、本年一月に提示された衆議院選挙制度に関する調査会の答申について、読解力の違いに起因していると言ってもよいかもしれません。が、両案は実施時期において根本的な隔たりがあるということでもあります。

調査会の答申では、小選挙区に関して、都道府県への定数配分の見直しは、十年ごとの大規模国勢調査の結果による人口に基づき行うとされており、素直に読めば、次回の大規模国勢調査の実施年は平成三十二年であり、その時点のデータに基づき実施されるのが自然であると考えます。また、それが、調査会が求める選挙制度の安定性の要請に合致する考えであり、答申の論理構造を正しく理解していることでもあると考えます。

したがって、与党案が、選挙区の変更が選挙民に有権者に及ぼす影響にも配慮しつつ、制度の安定的な運営を図るためには、平成三十二年の大規模国勢調査の結果を待って実施するべきであるということとは、まことに適切な措置であると考えるのであります。この点につきまして、与党提案者の御見解を伺います。

しかるに、民進党案は、なぜ平成二十二年にさかのぼり、古いデータを使うとしているのでしょうか。皆目わかりませんが、私なりに解釈すれば、民進党案は、国民へのアピールの姿勢を優先する余り、現実の有権者への影響などは度外視しても一向に構わないの思惑から提出したものでないかと考えざるを得ないのであります。

この点、民進党提案者が、なぜ平成二十二年の国勢調査の結果をもとに都道府県別定数の配分を行おうとするのか、その理由をお聞かせ願いたいと思えます。

いずれにしろ、私は、与党案が制度の安定性を踏まえながら定数削減と格差是正を行うとする案であるにもかかわらず、与党案は答申の先送りである、党利党略で対応したものだとの指摘があるとなれば、それは、与党案の考え方を正しく理解しようとしないうち、一方的な話であると申し上げておきます。

第二点は、与党案、民進党案で内容は異なりますが、附則に明記された、望ましい選挙制度のあり方について、不断の見直しが行われるものとする旨の検討事項についてであります。

私が最近最も衝撃を受けたことは、かねてより予想されていたことではあります。我が国の総人口が現実には減少したということです。本年二月に公表された平成二十七年国勢調査速報値によると、我が国の総人口は約一億二千七百万であり、大正九年の調査開始以降、初めて減ったということでもあります。また、出生数と死亡数が今後一定で推移した場合の将来人口は、今から八十四年後の二一〇〇年には約五千万人を切るというショッキングな数値も出されております。

我々は、こうした変動期に在ることを直視しながら、将来を見据え、各級の国民的な取り組みを講じていかなければならないのは言をまちません。

調査会答申の資料には、定数二百八十九の場合、アダムズ方式による都道府県への議席配分試算として、現行定数から平成四十二年の将来推計人口による各都道府県の配分数の一覧が記載されていますが、定数が十以上、人口五百万人を超える九つの都道府県の定数を、現行と平成四十二年とで比較してみると、百四十から百五十一に増加し、人口集中するその九都道府県だけで全体の定数の五二%を占めることとなります。

このように、格差是正のため、人口のみに依拠した制度を追い求めることによって、地方の声が国政に反映されにくくなるのではないかと。これが

我が国の民主主義の将来にとつて望ましい形なのか。私は、全体の利益の実現を目的として活動する立場の国会議員の一人として、大いに論すべき課題であると考えております。

また、同時に、この課題は二院制のあり方にも通ずるものだと思います。

調査会答申では、現行憲法の二院制の位置づけ、評価について触れていますが、戦後、民主主義を基調とした代議制民主主義が誕生して半世紀以上を経た今日、日本の議会制度をさまざまな角度から見詰め直すことが不可欠だと思ひます。二院制のあり方について、従来から議論されてきましたが、我々が選挙制度を考える際にも重要な視点だと思ひます。

選挙制度のあるべき姿を考える上で、二つの院が同じ代表原理で構成されるならば、二院制の存在理由は希薄になります。一つの代表原理に立つた議院の行動や意思決定をチェックするという側面を考えれば、もう一つの議院は別の代表原理に基づいて構成されるべきだと思ひます。

いずれにせよ、我々は、少子高齢化、人口減少時代を迎える一方で、大都市圏への人口集中が加速しているといった日本の社会の急速な変化に対応しつつ、我が国の議会政治の将来を見据え、国会の機能、役割を考えていかなければなりません。二院制のあり方や衆議院の権限、運用の問題を含め、議員の選出方法、投票制度などについて、絶えず議論を重ねていくことが求められると思ひます。

以上述べた点を踏まえ、両案提案者がどのように考え、検討事項を設けられたのか、御説明をお願いいたします。

以上、大きく二項目について御質問いたしました。が、今回の法律案提出までの間、私自身も多くのことと考えさせられました。

今、国民の期待は次の言葉に尽きると思ひます。この歴史的な変革期に機能する国会を、ある

いは、国家の進むべき道筋を明確に示す政治をです。

与党案は、将来にたえ得るものとして十分に吟味の上、提出されたものであると考えます。今国会での与党案の成立に対する支持を強くお訴え申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(細田博之君登壇)

○細田博之君 塩谷議員の御質問にお答えいたします。

本法律案が司法の要請に応え、国民の信頼にもたえられるものかについて、また、検討事項を設けた趣旨について御質問をいただきました。

平成二十七年十一月二十五日の最高裁判決では、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められているとか、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有している、国会が最高裁の判断を踏まえてみずから所要の適切な是正の措置を講ずることが憲法上想定されているものと解される、さらには、合意の形成にさまざまな困難が伴うことを踏まえ、選挙制度の整備については、上記のような漸次的な見直しを重ねることによつてこれを実現していくことも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解されることと述べられているところであります。

本法律案では、各都道府県への小選挙区定数の配分方式について、平成三十二年の国勢調査からアダムズ方式を導入することを法案の本則に明記しております。

また、平成二十七年の国勢調査に基づいて小選挙区の区割りを見直すこととしていますが、この区割り改定案の作成については、将来見込み人口を踏まえ、次回の平成三十二年大規模国勢調査に基づく見直しまでの五年間を通じて格差二倍未満となるように行うこととしております。

さらに、今回は、政治的決断として、平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づいて、衆議院議員の定数十削減を先行して行うこととしていますが、その措置を含め、小選挙区間の一票の格差を二倍未満とするよう、規定を置いております。

したがつて、以上の諸点を総合的に考慮した場合、本法律案は、国会の裁量権の範囲内における適切な立法措置であり、最高裁の判決に十分に応えられるとともに、国民の信頼にもたえられるものとなつていくものと考えます。

次に、検討事項を設けた趣旨についてお答えいたします。

本法律案は、衆議院選挙制度改革について、衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえて提出されております。

この答申では、一票の格差は正や衆議院議員の定数削減に係る内容のほか、現行憲法下での衆参両議院選挙制度のあり方にも言及されているところであります。

本法律案では、一票の格差は正や衆議院議員の定数削減に取り組むのもちろんのこと、この衆参両議院選挙制度のあり方についても、答申が述べる通り見直しを進めることが重要であるとの立場から、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方については、民意の集約と反映を基本とし、その間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする旨の見直し事項を置いた次第であります。(拍手)

(逢沢一郎君登壇)

○逢沢一郎君 小選挙区に関する都道府県への定数配分の見直しの時期について、塩谷委員から御質問をいただきました。

佐々木先生が座長の衆議院選挙制度に関する調査会答申において、議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢

調査の結果に基づき行うこととされております。一方で、どの大規模国勢調査から見直しを始めるべきか、その開始時点については明らかにされておられません。

現時点では、次回の直近の大規模国勢調査は平成三十二年のものでありまして、成立した法律をあえて遡及適用することは例外的であることに鑑みまふと、アダムズ方式を導入するのは平成三十二年の大規模国勢調査以降とするのが自然です。また、こうすることは、制度の安定性を勘案するよう求める、議長が三月二十三日に示されたいわゆる大島議長の「思い」にも沿うものであります。

一方で、もし仮に平成三十二年の大規模国勢調査からアダムズ方式を導入したならば、次のような問題を生ずると指摘をしておきたいと思ひます。

第一に、既に平成二十七年の簡易国勢調査の結果が出ているのに、あえて古い国勢調査の結果である数値を用いる合理性はあるのかという問題であります。

第二に、平成三十二年の大規模国勢調査の結果が出てから既に二回の総選挙を経ているにもかかわらず、その国勢調査の結果を用いて今回新たに定数を配分し直すとするならば、それにより従前と異なる定数を配分された都道府県の有権者を中心に、これら二回の総選挙の正当性や選挙された議員の地位に対し疑念を抱かせることになるのではないかとこの問題を生じてしまう点であります。

第三に、平成三十二年の大規模国勢調査にさかのぼつてアダムズ方式を即時に導入したとしても、四年後には次の大規模国勢調査が控えていることから、結局、立て続けに定数配分の見直しを行うことになつてしまい、制度の安定性に欠けるという結果を招いてしまうという問題を生じてしまう点であります。

以上のことから、本法律案、自公案では、アダムズ方式を平成三十二年の大規模国勢調査以降に導入するものであります。(拍手)

(今井雅人君登壇)

○今井雅人君 塩谷議員から、大まかに言って二問、細かく三問御質問いただきましたので、お答えさせていただきますと思います。

まず、司法の要請に応え、国民の信頼にたえられる内容のものであるかということとあわせて、平成二十二年国勢調査をもとに都道府県別定数の配分を行う理由は何かというお尋ねがあったと思います。

衆議院の選挙制度改革については多くの論点があります。特に、いわゆる一票の格差問題をめぐって、長い間、改革の必要性が叫ばれてきました。我が国の民主主義の土台とも言える選挙制度において、有権者の皆様が投する一票の価値に、結果として看過できない格差が生じている現状を多くの国民が憂い、問題視をしております。最高裁により三度にわたって違憲状態との指摘を受けるに至り、このことがもはやいつときも先送りできない喫緊の課題であることは自明の理であり、立法府に身を置く我々は、誰よりもその重みを強く認識すべきものであります。そして、我が国の民主主義そのものの信頼と正当性を根本から揺るがしかねない事態であるとの危機感を持って、改革の実現を迅速になし遂げなければなりません。

平成二十六年六月、議長の諮問により協議を委ねた衆議院選挙制度に関する調査会が、本年一月に答申を出されました。佐々木毅座長を初め調査会委員の方々に多大な御尽力を賜ったことについて、この場をおかりして、改めて心から敬意を表します。

その調査会においては、十年ごとの大規模国勢調査に基づくことを前提に、最高裁判所判決で求められた比例性のある配分方式によって都道府県

に議席配分する、その具体的な方法についてさまざまな角度から比較検討を重ねられた上で、いわゆるアダムズ方式の導入が提言されたところでございます。

民進党提出の本法律案は、この調査会答申の内容をまきしく忠実に法案化したものでござい

ます。そして、制度改革の重要性和緊急性に鑑みれば、既に確定している直近の大規模国勢調査であるところの平成二十二年調査に基づいてこれを実現すべきとする本法律案は、調査会の答申を正面から受けとめたごく自然な内容のものであります。

むしろ、自民党の谷垣幹事長がアダムズ方式そのものではないと報道陣に語っていらつしやるとおり、アダムズ方式を取り入れたとは名ばかりで、本格的な新制度導入は平成三十二年国勢調査を待つとした自公提出の法案の方こそ、真摯な議論を重ねていただいた調査会の答申をつまみ食いしただけの改革先送りであり、結果、司法の要請にも国民の要請にもたえられないことには到底値しないものであると言わざるを得ません。

もし仮に、平成三十二年国勢調査に基づいて初めてアダムズ方式を導入することとし、都道府県別定数を定め、その後には区画審による区割りの検討と国民への周知期間を経るとすれば、新しい制度による選挙が実際に行われるのは一体いつのことになるのでしょうか。それまでの間に、何回の衆議院選挙とそれに対する違憲訴訟が繰り返されるのでしょうか。

野田佳彦前総理と当時の安倍自民党総裁が国民注視の中で大幅な定数削減を約束した、あの党首討論が行われたのは、平成二十四年十一月のことです。それから十年もたつてようやく新しい制度が本格導入されるということでは、お話にならないと考えております。

塩谷議員から、見直し条項の趣旨についてお尋

ねをいただきました。

民進党案の附則第四条に、特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意した上で、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方について、両院制のもとで各議院が果たすべき役割を踏まえ、実現するために、不断の見直しを行うことを明記させていただいております。

人口の大都市集中と地方の過疎化が進む我が国の現状を捉え、地域の声を埋没させずに、国政にきちんと届けられる制度を検討してまいりたいと考えております。

議論はまだこれからですけれども、例えば米国の制度のように、上院は地域代表、下院は厳密な人口比で画定した小選挙区制度といった方法も参考になるかもしれません。

いずれにしても、党の垣根を越えて、衆参両院それぞれが果たすべき役割を議論しつつ、民意を適切に国政に届ける制度、有権者の視点から納得を得られる抜本的な制度改革の議論に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 笠浩史君。

(笠浩史君登壇)

○笠浩史君 民進党の笠浩史です。

私は、民進党・無所属クラブを代表して、たまたま議題となりました民進党提出及び自民党・公明党提出の衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。(拍手)

質問に先立ち、冒頭、今般の熊本県を中心とする地震で犠牲となられた方々とその御遺族に對しまして、心からお悔やみを申し上げます。また、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

選挙制度は全ての衆議院議員及び政党の基盤に

かわる問題であり、投票価値の平等が確保されていることは、議会制民主主義のもとで、国家の意思形成の正当性を基礎づける中心的な要素をなすものであることは言うまでもありません。

しかしながら、最高裁判所は、過去三回の衆議院選挙に対し、一票の格差が著しく、違憲状態と厳しい判断を下しました。そして、これまでに二十九回にも及ぶ政党間協議を重ねても結論が得られなかったがゆえに、衆議院議長が第三者機関である衆議院選挙制度に関する調査会に諮問したという経緯を踏まえるべきであることは当然であります。

私は、この視点に立つて、両案の提案者に質問いたします。

まず最初に、アダムズ方式の導入時期についてであります。

衆議院選挙制度に関する調査会の答申では、一票の格差是正のため、現行の一人別枠方式の廃止とアダムズ方式の導入が大きな柱となつていま

民進党案では、二〇一〇年大規模国勢調査でアダムズ方式を導入することとしていますが、六年前の調査では古過ぎるので、二〇一五年簡易国勢調査をもとにアダムズ方式を導入すべきではないかとの指摘もあります。民進党提案者の説明を求めます。

他方、自民党・公明党による改正案では、アダムズ方式に基づく選挙が実施できるようになるのは二〇二二年以降になります。これでは、二〇一二年十一月十四日の党首討論で、当時の野田総理と安倍自民党総裁が一票の格差と定数削減を約束してから、十年もの月日が浪費されることとなります。このような先送りは、国民、有権者の理解が得られず、政治不信はますます増大するのではとの懸念を持します。この点について、自民・公明提案者の見解を伺います。

アダムズ方式を先延ばしする理由とは何か。既

に結果が出ている二〇一〇年大規模国勢調査をもとに今すぐに区割りを変更しないということに対して、きちんとした説明がなされていません。単に、党利党略のための先延ばししか見えないことは多くの報道でも指摘をされていますが、自民・公明提案者の見解をお聞かせください。

特に、公明党は、山口代表を初めてとして党幹部が、二〇一五年簡易国勢調査を使用してアダムズ方式を導入すべきと重ねて表明してきました。これは、もうこれ以上の先送りは許されないという民進党案と基本的には同じ認識だったと思います。一体いつの間に、何ゆえに変節したのか、国民への説明責任を果たすべきであります。この点については、公明党の提案者に説明を求めます。

自民党の谷垣幹事長は、四月六日の衆議院議長による選挙制度に関する各党からの意見聴取終了後のぶら下がりで、今回の自民党案の小選挙区〇増六減はアダムズ方式のものではないと率直に認めています。自民・公明案による〇増六減がアダムズ方式のものではないとすれば、一人別枠方式は撤廃されないこととなりますが、この点について、自民・公明提案者の認識を伺います。

最高裁からは、既に、衆議院選挙が三回連続して違憲状態と指摘され、一人別枠方式自体の撤廃を求められています。一人別枠方式という根幹の制度を維持したまま議席数をわずかに上下させるというこれまでの対応を、最高裁は明確に指摘しています。

まさに、びぼう策そのものである自民・公明案で選挙を実施することは、選挙の正当性、ひいては国会の正当性を揺るがすことになりかねないとの強い懸念を持ちますが、自民・公明提案者の見解を伺います。

自民・公明案の〇増六減は、二〇一五年簡易国勢調査の結果を使用してアダムズ方式の計算式を使い、定数減の対象となる十五県のうちで議員当たり人口の少ない順に六県を減員するものであり

ます。これは、途中の計算式だけを部分的に借用することで、あたかもアダムズ方式を用いているかのように偽装するものと指摘せざるを得ません。二〇一五年簡易国勢調査にアダムズ方式を用いるのなら、九増十五減を行うべきであります。なぜこのようなまやかしを行うのか、自民・公明提案者の認識を伺います。

さらには、この小選挙区六減の選出について、二〇一〇年大規模国勢調査と二〇一五年簡易国勢調査をもとにアダムズ方式で計算してみると、二〇一〇年大規模調査では、人口の少ない順に、鹿児島県、岩手県、熊本県、青森県、三重県、沖縄県ですが、二〇一五年簡易調査では、人口の少ない順に、鹿児島県、岩手県、青森県、熊本県、三重県、奈良県となり、定数削減の対象となる県が沖縄県から奈良県へ入れかわります。

この計算結果を知った上で恣意的な判断を行ったのでしょうか。沖縄県民、奈良県民にどう説明をするのでしょうか。自民・公明提案者に説明を求めます。

また、二〇一〇年大規模国勢調査にアダムズ方式を導入する民進党案では、都道府県の定数は七増十三減となります。これに対し、影響を受ける選挙区が多過ぎるので激変緩和措置が必要ではないかとの声も聞かえてきますが、民進党提案者の見解を求めます。

次に、議員定数の削減について伺います。今回の改正案では、両案ともに、小選挙区六人、比例区四人の計十人の定数削減となつています。

民進党を結成した旧民主党や旧維新の党は、そもそももつと大幅な定数削減を掲げていたのではないのでしょうか。今回の答申に基づく法改正は、当時の主張に反するものとなってしまうのではないのでしょうか。この点について、民進党提案者に説明を求めます。

また、民進党案では、その附則第四条第二項で

さらなる定数削減に努めることを明記しています。調査会の答申では、定数削減について、積極的理由や理論的根拠は見出しがたいとかなり否定的であります。さらなる定数削減にこだわるのは答申に反するのではないのでしょうか。民進党提案者に、この点についての見解もあわせて求めます。

一方、自民・公明提案者に対しても、議員定数削減についての基本的な認識を伺います。

さらに、民進党の附則第四条第二項にある、「特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意」とは具体的にどのようなことなのか、民進党提案者に説明を求めます。

議員の選び方、議会制民主主義の土台となる選挙制度の改革は、少なくとも与党と主要野党が合意した上で実現させるべきであることは当然であり、これまでの国会の慣習でもあります。

現行の衆議院比例代表並立制を導入した一九九三年から九四年にかけての政治改革国会でも、細川連立与党と野党自民党が激突をいたしました。最終的には、細川・河野会談を受けて連立与党が野党自民党の主張を受け入れる形で合意し、成立をいたしました。

自民党と公明党は野党に歩み寄り、私も民進党案を受け入れて成立させるべきと考えますが、最後に、この点について自民・公明提案者の見解を伺い、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔細田博之君登壇〕

○細田博之君 笠議員から御質問を多数いただきました。

アダムズ方式の実施時期や議員定数の削減等について御質問をいただきました。順次答弁いたします。

まず、自民・公明案は国民の理解が得られないのではないかとお尋ねがありました。

衆議院選挙制度調査会の答申において、議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行うこととされております。一方で、どの大規模国勢調査から見直しを始めるべきか、その開始時点は明らかにされておられません。

現時点では、今回の直近の大規模国勢調査は平成三十二年のものであり、成立した法律をあえて遡及適用することは例外的であることに鑑みると、アダムズ方式を導入するのは平成三十二年の大規模国勢調査以降とするのが自然であります。

また、こうすることは、制度の安定性を勘案するよう求める、議長が三月二十三日に示された「思い」にも沿うものであります。

したがって、自公案は、国民や有権者の理解が得られる案であると認識しております。

続いて、アダムズ方式を先延ばしする理由は何かとお尋ねがありました。

繰り返しのようになりますが、衆議院選挙制度調査会の答申においては、どの大規模国勢調査から見直しを始めるべきか、その開始時点は明らかにされておられません。

加えて、先般の最高裁判決でも、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められていると述べられているところであり、制度の安定性を勘案し、平成三十二年国勢調査からアダムズ方式を実施するとしている自公案は、最高裁判決の指摘する国会の裁量の範囲内にあるものと考えております。

したがって、自公案はアダムズ方式の導入を先延ばしにするようなものではありません。

次に、自公案と一人別枠方式の関係についてのお尋ねがありました。

平成二十七年十一月二十五日の最高裁判決で

は、投票価値の格差が生じた主な原因は、いまだ多くの都道府県において、一人別枠方式廃止後の新区割り基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるといふべきとの指摘がなされていることは承知しております。

他方、判決では、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められているとか、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているの

で、国会が最高裁の判断を踏まえてみずから所要の適切な是正の措置を講ずることが憲法上想定されているものと解される、さらには、合意の形成にさまざまな困難が伴うことを踏まえ、選挙制度の整備については、上記のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解されることも述べられているところであり

ます。こうした判決内容を踏まえ、自公案では、各都道府県への小選挙区定数の配分方式について、平成三十二年の国勢調査からアダムズ方式を導入することを法案の本則に明記しております。

また、平成二十七年の国勢調査に基づいて小選挙区の区割りを見直すこととしておりますが、この区割り改定案の作成については、将来見込み人口を踏まえ、次回の平成三十二年大規模国勢調査に基づき見直しまでの五年間を通じて格差二倍未満となるように行うこととしております。

すなわち、自公案は、最高裁判決と衆議院選挙制度調査会の答申を踏まえ、平成三十二年には一人別枠方式を完全に解消することを明確にした上で、それに向けて漸次的に措置を講じていくものであります。したがって、自公案は司法の要請に応えたもの

となっており、本法律案の成立の後、衆議院議員総選挙が実施されたとしても、選挙の正当性、ひいては国会の正当性を揺るがすことにはならないと考えております。

次に、議員定数削減についての基本認識についてお尋ねがありました。

今般の改正法案では、衆議院選挙制度に関する調査会の答申を受けて、衆議院議員の定数を十削減して総定数を四百六十五名とすることとしております。この総定数四百六十五名は、大正十四年に男子による普通選挙が実現して以降最も少ない数であります。

今回は、定数を十削減することとしましたが、議員定数の問題は、全国民の代表たる国会議員及び国権の最高機関たる国会のあり方に直結する問題であると考えております。

将来的な議員定数のあり方については、民意の集約と反映のバランスに配慮しつつ、行政府との緊張関係の維持、国会の機能の充実といった観点も踏まえ、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、民進党案を受け入れて成立させるべきではないかとの御提案についてお答えいたします。

選挙制度は、国民が政治に参加するための最も重要なシステムであると認識しており、本来、この改正に当たっては、共通の土俵づくりの問題でもあり、各党の話し合いで合意形成を図り、成案を得ることが望ましいと考えております。

しかしながら、このたびの改正問題については、与野党の実務者による協議会を、民主党政権時代の平成二十三年十月から平成二十六年三月まで合計二十九回開催し、議論を重ねたにもかかわらず、合意点を見出すことができなかったことを端緒に、衆議院選挙制度に関する調査会の設置、答申の提出、衆議院議長の下御力等の経緯を受け、与党及び民進党の法案提出に至ったものであ

ります。

この上は、与野党とも、司法の要請や国民に対して責任を負っていることを十分認識し、対処していくことが肝要であり、国会の場で正々堂々議論を闘わせ、結論を得ていけばよいと考えております。

したがって、与党と主要野党の合意事項とか、与党は野党案を受け入れて成立させるべきという主張は受け入れられるものではありません。ぜひとも、与党案の成立に御協力いただきしたいと思います。(拍手)

(北側一雄君登壇)

○北側一雄君 衆議員にお答えを申し上げます。まず、公明党が、平成二十七年簡易国勢調査に基づいてアダムズ方式を導入するとの見解を表明していたことについてお尋ねがございました。

公明党は、一票の格差についての最高裁判決が選挙時における選挙区間格差を基準としている以上、平成二十七年に実施された直近の簡易国勢調査人口の結果に基づき、定数削減とアダムズ方式の導入を行うべきとの考え方を示してまいりました。

しかし、調査会答申においては、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を導入することとしているとともに、政党間の合意形成のため御尽力をされました大島議長も、「選挙制度改革についての思い」として、アダムズ方式の導入は、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行う方針を改めて示されました。

我が党といたしましては、議長のお考えに従って検討を行ったところ、現在の人口分布に最も近い平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を導入すべきであると主張してきた立場からは、それよりも古い平成二十二年の大規模国勢調査を起点にアダムズ方式を導入することへの合理性は乏しいと考えております。

現に、平成二十二年と平成二十七年の国勢調査をもとにアダムズ方式によって都道府県への定数配分を行った場合、定数配分の結果には違いが生じてまいります。にもかかわらず、あえて古い数値を用いて定数配分を行うことに合理性があるとは思えません。

また、平成二十二年の大規模国勢調査にさかのぼってアダムズ方式を導入したとしても、四年後の平成三十二年には次の大規模国勢調査が控えており、結局、立て続けに都道府県への定数配分の見直しを行うこととなり、選挙制度の安定性に欠けるのではないかと考えます。

加えて申し上げますと、与党案は、最高裁判決に依るためにも、平成三十二年の国勢調査以降アダムズ方式を導入する旨を法案の本則に明記しております。

また、調査会答申のもう一つのポイントである定数削減についても、政治的判断として、平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づき、客観的なルールのもとで先行して行うことを法案に明記しており、十分に最高裁判決と調査会答申に応えた法案であると考えます。

よって、与党案が改革の先送りであるかのような御主張は全く当たらないというふうに考えます。

次に、平成二十七年簡易国勢調査を用いて〇増六減を行うことについてのお尋ねがありました。調査会答申において、都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行うこととされております。

他方、今回の選挙制度の改革に当たっては、政治的決断として、衆議院議員の定数の十削減を平成二十七年の国勢調査の結果に基づいて先行して行うことといたしました。今回の小選挙区の定数削減に当たっては、小選挙区の定数を六削減することといたしますが、削

減対象となる都道府県については、議長の示された「思い」に沿って、透明性のある方法、すなわち客観的に理解可能な具体的な方式を定めて選定する必要があります。

このような見地に立つて本法律案について見ますと、まず、平成三十二年の国勢調査以降、大規模国勢調査に基づいてアダムズ方式により都道府県別定数配分を見直すことを区画審設置法の本則に明記をしております。そうであれば、今回の定数削減措置を講ずるに当たっても、平成三十二年以降の定数配分方式であるアダムズ方式の考え方と基本的な方向性を同じくし、これと整合性のある方式によることが合理的であります。

そのように考えると、次のような方式が平成三十二年以降の定数配分方式と整合性があり、合理的ではないかと考えました。

まず、定数を六減した上で、かつ、平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づいて、仮にアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に、現行の定数よりも減員となる都道府県について議員一人当たり人口を算定し、次に、この算定の結果得られた各都道府県の議員一人当たり人口の少ないところ、これは一票の価値が重いところでございます。そこから六都道府県を選びます。与党案では、この方式によることを条文中明記をしております。

また、これらの減員される六都道府県は、仮に今回定数削減をしなかったとしても、平成三十二年の議席配分の見直しの際に減員される都道府県となる蓋然性が極めて高いと考えられることから、見直しに伴う定数の削減幅を小さくするという観点から合理的であると考えます。

次に、小選挙区定数六減の対象となる都道府県についてのお尋ねがございました。

確かに、御指摘のとおり、平成二十七年国勢調査に基づくか、平成三十二年国勢調査に基づくかによって、六減の対象となる都道府県は異なるこ

ととなります。そうであれば、自公案のように、現在の人口分布に最も近い直近の国勢調査である平成二十七年国勢調査の結果に基づいて削減対象となる六県を選定するのがむしろ自然な選択でございます。

つけ加えるならば、平成二十七年の国勢調査に基づいた場合に減員対象となる六都道府県は、平成三十二年の議席配分の見直しの際に減員される都道府県となる蓋然性が高いと考えられることから、見直しに伴う定数の増減幅を小さくするという観点からは合理的であると言えます。

いずれにしろ、六減の客観的なルールを法案に明記しております。恣意的な判断を入れる余地は全くないことを申し添えておきます。

以上でございます。(拍手)

〔落合貴之君登壇〕

○落合貴之君 民進党案では二〇一〇年国勢調査でアダムズ方式を導入するというが、六年前の調査では古過ぎるのではないかと、二〇一五年簡易国勢調査をもとに導入するべきではないかとの御質問をいただきました。

先ほど申し上げたとおり、今回の民進党案は、調査会答申をできるだけ忠実に法案化したものです。調査会への諮問に賛同した政党として、まずは当然の責任を果たしたものと御理解いただきたいと思ひます。

一方で、二〇一五年簡易国勢調査をもとにアダムズ方式を導入すべきとの御意見は、かねてより公明党が表明していたものと承知しています。我々もかねてより一つの御見識として受けとめるところであります。

もし、自民党・公明党案のように先送りをせず、速やかにアダムズ方式を導入することに御賛同いただけるのであれば、二〇一五年簡易国勢調査によるアダムズ方式導入への修正も検討したいと思ひます。そのような先送りでない補強的な修正は、調査会に御参加いただいた有識者各位の御

理解が得られるものと考えます。

次に、民進党案の二〇一〇年国勢調査でアダムズ方式を導入では、都道府県の定数は七増十三減となり、影響を受ける選挙区が多過ぎるのではないか、激変緩和措置が必要ではないかとの御指摘もありました。

しかしながら、二〇一二年十一月十四日の党首討論において、当時の野田総理と現在の安倍総理が国民の前で、遅くとも二〇一三年の通常国会で大幅な定数削減を行うと約束してから、既に三年半もたつています。民進党案に基づいて制度改正しても、区割り画定し実施できるようにするまでは、さらに一年以上が必要となります。また、御指摘のとおり、最高裁からは既に三回連続して違憲状態と指摘され、一人別枠方式の撤廃を求められております。

これらの状況を踏まえれば、アダムズ方式導入は喫緊の課題であることは明らかであり、民進党案による改正を行つても拙速とは言えず、国民有権者の理解は得られるものと考えます。

逆に、自民党・公明党案による改正では、アダムズ方式による選挙が実施できるようになるのは二〇二二年以降となります。これでは、安倍総理が約束してから十年もの月日が浪費されることとなります。このような怠慢、意図的な先送りこそ、国民有権者の理解が得られないものと確信しております。

次に、民進党案は調査会答申を忠実に法案化したものと思う一方で、旧民主党や旧維新の党は、そもそももつと大幅な定数削減を掲げていたのではないかと、答申に基づく法改正は当時の主張に反するのではないかと御質問をいただきました。

我々民進党は、定数削減はまだ不十分であるが、格差是正は最高裁も厳しく指摘する喫緊の課題であること、また、政党間協議で結論が得られず衆議院議長が第三者機関に諮問した経緯を踏まえ、まずは答申案を受けた法改正を行うべきとの

立場に立つて、できるだけ限りの調査会答申を忠実に法案化し、提出いたしました。

同時に、附則第四条第二項に記してあります。が、本法案成立後に、さらなる国会議員の定数削減に向けた議論に取り組みたいと考えております。同じ考えを持つ各党各会派との協議も積極的に重ねてまいりたいと思ひます。

次に、答申では、定数削減について、積極的理由や理論的根拠は見出しがたいとかなり否定的だが、さらなる定数削減にこだわるのは答申に反するのではないかと御質問をいただきました。

御指摘どおり、答申においては、現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えないと指摘されていることは承知しております。

一方で、答申では、衆議院の定数削減に対して、「多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である」とも記されています。

この定数削減の約束に関しては、私たちが決して忘れてはならない約束があります。二〇一二年十一月十四日に行われた党首討論において、当時の民主党の野田佳彦総理と自由民主党の安倍晋三総裁との間で、遅くとも二〇一三年の通常国会で大幅な定数削減を行うとの約束が交わされました。テレビ中継がなされ、国民注視のもとで交わされたこの約束の政治的な重さは、はかり知れないものがあります。

総理と野党第一党の党首の約束をほごにするようなことがあれば、それこそ国民の政治に対する不信は決定的なものとなるほどの大きな懸念を持つことは当然であります。

次に、附則第四条第二項の、「特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させる」とは具体的にどのようなことなのかとの御質問もいただきました。

民進党は、人口の大都市集中と地方の過疎化が進む我が国の現状を捉え、地域の声を埋没させ

ず、国政にきちんと届けられる制度を検討していただきたいと考えています。

議論はまだこれからですが、例えば米国の制度のように、上院は地域代表、下院は厳密な人口比で画定した小選挙区制度といった方法も参考になるかもしれません。

いずれにしても、党の垣根を越え、衆参両院それぞれが果たすべき役割を議論しつつ、民意を適切に国政に届ける制度、有権者の視点から納得を得られる抜本的な制度改革の議論に取り組んでいきたいと思います。(拍手)

○議長(大島理森君) 佐藤茂樹君。

(佐藤茂樹君登壇)

○佐藤茂樹君 公明党の佐藤茂樹でございます。

私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました自由民主党及び公明党提出の衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案、民進党提出の同法案につきまして質問をいたします。(拍手)

質問に入る前に、このたびの平成二十八年熊本地震におきまして、かけがえのない多くの命が失われました。犠牲となられた全ての方々に對し心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族を初め、負傷された方々、避難生活を送っておられる皆様に心からお見舞いを申し上げます。

公明党は、発災直後の四月十四日夜、党内に平成二十八年熊本地震対策本部を設置し、国会議員を初め議員が現場に急行し、現場のニーズを直接聞き取りながら、被災者の皆様が少しでも安心して暮らせる環境を整えるべく奔走してまいりました。被災者の皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、政府・与党一丸となつて取り組むことをお約束し、質問に入らせていただきます。

衆議院の選挙制度には、一票の格差は正、定数削減、選挙制度の抜本改革といった重要な課題があります。

一票の格差について、平成三十三年に最高裁から違憲状態との指摘を受けて以降、選挙制度をめぐる課題の解決に向けて、たび重なる政党間協議を行つてまいりましたが、合意には至らず、一昨年六月、議長のもとに有識者から成る衆議院選挙制度に関する調査会が設置されました。そして、計十七回に及ぶ精力的な御議論の末、本年一月、議長に答申書が提出されました。

公明党は一貫して、調査会答申に至つた経緯、一票の格差に関する最高裁判決を重く受けとめ、答申に沿つた法改正を今国会でなし遂げるべきと主張し、本法律案の提出に至りました。

以下、具体的に質問します。

まず、与党案について伺います。

衆議院選挙制度改革に関するこれまでの経緯を踏まえると、最も重視すべきは、両法案が、一票の格差について違憲状態と判断した最高裁の判決に応えたものと言えるのか、また、調査会答申に沿つた内容となつているのかという点であります。

与党案においては、平成三十二年の大規模国勢調査以降に、定数配分のあり方を抜本的に見直すアダムズ方式を導入することとしております。しかし、それまでの間、最高裁が一票の格差を生み出す主要な要因と指摘している一人別枠方式の残滓が解消されていない現行制度が存続することとなり、最高裁判決に依拠していないのではないかと、指摘が少なからずあるところであります。

そこで、改めてお尋ねいたします。

与党案は最高裁判決に依拠したものと言えるのか、また、調査会の答申に沿つているとお考えでしょうか。与党案提案者の答弁を求めます。

また、与党案に対する批判として、アダムズ方式の本格的な導入を平成三十二年の国勢調査まで行わず、今回、小選挙区においての増六減、比例代表においての増四減のみを行うということは、改革の先送りではないのかというものがあ

ります。

与党案においては、何ゆゑ、平成三十二年の大規模国勢調査以降にアダムズ方式を導入することとされたのでしょうか。お答えください。

続いて、定数削減について伺います。

与党案においては、アダムズ方式による定数配分の見直しを平成三十二年の国勢調査以降に実施する一方、定数削減については、政治的決断として、平成二十七年の国勢調査結果に基づき、先行して行うこととしております。

国民の代表である国会議員の定数削減については、大島議長が選挙制度改革について示された「思い」に沿つて、透明性のある方法、すなわち客観的に理解可能な具体的な方式を定めて選定することが重要です。この点について、与党案はどのような考え方に基づき定数削減を行うおとされて

いるのか。

また、平成三十二年以降の定数配分については、アダムズ方式において行うことが本法案に明記されている以上、定数削減についてもアダムズ方式の考え方と整合性のある方法で行うことが合理的と考えますが、与党案はその考え方に基づくものであるとお考えでしょうか。与党案提案者の答弁を求めます。

続いて、民進党案について伺います。

与党案と民進党案の最大の相違点は、与党案が平成三十二年の大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を導入するとしているのに対し、民進党案が平成三十二年の大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を導入するとしている点です。

公明党は、答申が示された当初、直近の平成二十七年の簡易国勢調査結果に基づき定数削減とアダムズ方式の導入を行うべきとの考え方を示してまいりました。

しかし、大島議長が、今国会中に必ず立法院としての結論を出すとの御決意のもと、リーダーシップを発揮され、あくまで制度の安定性と答申

との整合性を第一に考えられた結果、アダムズ方式の導入は十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行う方針が示されました。

我が党といたしましては、今国会で成案を得ることが最重要であり、議長の御尽力にお応えするためにも、議長のお考えに従つて、どの時点の大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を導入することがふさわしいのか、つぶさに検討を行つてまいりました。

その結果、民進党案の平成三十二年の大規模国勢調査の結果に基づき考え方には三点の問題点があり、平成三十二年の大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を導入することが妥当であるとの考えに至りました。

以下、民進党案の問題点を指摘します。

まず第一は、平成三十二年の大規模国勢調査にさかのぼつてアダムズ方式を即時に導入したとしても、四年後の平成三十二年には次の大規模国勢調査が控えていることから、結局、立て続けに定数配分の見直しを行うこととなつてしまい、制度の安定性に欠けるのではないかとという点です。

また、平成三十二年の大規模国勢調査に基づきアダムズ方式を導入した場合、都道府県への議席配分が現行定数よりも一議席減となる滋賀県、沖縄県については、国立社会保障・人口問題研究所による平成三十二年の将来推計人口によれば、再びそれぞれ一議席増となるとの試算が示されており、四年後の平成三十二年の大規模国勢調査に基づく定数配分で、少なくともこの二県については、一旦減つた定数が再び増員となつて、現在の定数に戻る可能性が高いということです。こうした短期間での定数の出戻りは、選挙制度の安定性の観点から問題があると考えます。

制度の安定性及び短期間での定数の出戻りの問題についてどのようにお考えか、民進党案提案者の答弁を求めます。

第二点目は、簡易国勢調査とはいへ、我が国人

口を正確に把握した直近の平成二十七年簡易国勢調査の結果が出ているにもかかわらず、民進党案があてて古い国勢調査の数値を用いることとしている点については、直近の人口を反映しているとは言えず、合理性があるのかという点です。この点について、民進党案提案者の答弁を求めます。

そして第三点目は、平成二十二年の大規模国勢調査の結果が出てから、既に平成二十四年、二十六年と二回の総選挙を経ているにもかかわらず、その国勢調査の結果を用いて今回新たに定数を配分し直すとするならば、それにより従前と異なる定数を配分された都道府県の有権者を中心に、これら二回の総選挙の正当性や選挙された議員の地位に対し疑念を抱かせることになるのではないかとこの点です。この問題は、直近二回の総選挙は誤った定数配分で実施したことを立法院として認めることになるのではないのでしょうか。民進党案提案者の答弁を求めます。

以上のように、民進党案が定める平成二十二年の大規模国勢調査を起点にアダムズ方式を導入した場合、制度の安定性、古い国勢調査の結果を用いることへの合理性、直近二回の総選挙の正当性といった問題点があり、与党案である平成三十三年の国勢調査の結果をもとに、アダムズ方式を導入すべきであると考えます。

続いて、選挙制度に関する見直し条項について伺います。

両案には附則で見直し条項が明記されており、与党案においては、本法律案の施行後も、全国民を代表する国会議員を選出する望ましい選挙制度のあり方について、不断の見直しを行うこととする旨の見直し条項が記されており、この見直し条項を設置した趣旨について、与党案提案者にお伺いします。

民進党案においては、与党と同様の条項に加え、第二項の見直し条項が記されており、第二項の前段部分では、「特に人口が急激に減少してい

る地域の民意を適切に反映させることに留意すること」にも、後段部分においては、「更なる国会議員の定数削減を図るよう努めるもの」と記されており。

この第二項の、人口が急激に減少している地域への配慮とは、具体的にどのようなことなのでしょう。仮に、現行制度における見直しであるならば、人口が急激に減少している地域の民意を反映させることとさらなる定数削減を図ることとは両立し得ないのではないのでしょうか。

今後の選挙制度のあり方についてどのような方向を目指しておられるのか、民進党案提案者の答弁を求めます。

最後に、冒頭申し上げたとおり、衆議院選挙制度改革をめぐることは、さまざまな課題がある中、最高裁が三度続けて違憲状態と判断した一票の格差について、速やかに是正措置を講じるとともに、二十九回に及ぶ政党間協議を経て結論を得られず、衆議院選挙制度に関する調査会の設置に至り、議院運営委員会において調査会の答申を尊重することを議決した経緯を踏まえると、今国会で成案を得ることが最重要であると考えます。

公明党の主張を踏まえ、与党案は最高裁判決並びに答申に沿った内容となつていゝと考へており、できるだけ多くの政党の合意のもと、与党案の早期成立に向けて尽力することをお約束し、私の質問を終わります。(拍手)

(北側一雄君登壇)

○北側一雄君 佐藤議員にお答えをいたします。与党案につきまして、アダムズ方式の導入時期や定数削減の考え方などお尋ねがございましたので、順次お答えをいたします。

まず、与党案は最高裁判決に依拠しているのか、また、調査会の答申に沿っているのかとお尋ねがございました。

最高裁判決において、選挙制度の整備については、漸次的な見直しを重ねることにより実現して

いくことも許容されている旨、述べられております。

与党案では、各都道府県への小選挙区定数の配分方式について、平成三十三年の国勢調査から、人口比例的な配分方式でございましてアダムズ方式を導入することを法案の原則に明記しています。

また、平成二十七年の国勢調査に基づいて小選挙区の区割りを見直すこととしておりますが、この区割り改定案の作成については、将来見込み人口を踏まえ、次回の平成三十二年大規模国勢調査に基づく見直しまでの五年間を通じて格差二倍未満となるように行うこととしております。

今回は、政治的決断といたしまして、平成二十七年の簡易調査の結果に基づいて、衆議院議員の定数削減を先行して行うこととしております。したがって、以上の観点から、与党案は、国会の裁量の範囲内における適切な立法措置であり、最高裁の判決に十分応えられるものとなつていゝと考えます。

また、調査会答申においては、定数削減をする場合、衆議院議員の定数を十削減する、小選挙区間の一票の格差を二倍未満とする、都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式により行う、比例ブロックへの議席配分の見直しも、都道府県への議席配分の見直しと同様の方式によって行う、全国民を代表する議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方を国会として継続的に考えていく等が求められております。

繰り返しますが、与党案では、都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、アダムズ方式により行うことを原則に明記しております。また、平成二十七年簡易国勢調査の結果に基づく〇増六減の措置を含め、小選挙区間の一票の格差を二倍未満とするよう規定を置

いております。さらに、比例定数の四減の措置を含め、衆議院議員の定数を十削減しております。これらとは別に、附則五条に、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方については、不断の見直しが行われるものとするという見直し条項を置いております。

このような内容から成る与党案については、議長御自身から、四月七日の「要請」において、調査会答申に沿った内容であると御認識をいただいているところであります。

このように、本法律案は、調査会答申によつて求められている事項に対応しており、かつ、それに沿つたものとなつております。

次に、平成三十二年の大規模国勢調査以降にアダムズ方式を導入することとした理由についてのお尋ねがありました。

調査会答申において、議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行うこととされております。

現時点では、次回の直近の大規模国勢調査は平成三十二年のものであり、アダムズ方式を導入するのは平成三十二年の大規模国勢調査以降とするのが自然であります。また、こうすることは、制度の安定性を勘案するよう求める、議長が三月二十三日に示された「思い」にも沿うものであります。

平成二十二年の大規模国勢調査を基準にアダムズ方式を導入することには問題点が多いことにつきましては、御指摘のとおりでございます。

次に、定数削減の考え方についてのお尋ねがありました。

調査会答申において、都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行うこととされております。

他方、今回の選挙制度改革に当たっては、政治

的判断として、衆議院議員の定数の十削減を平成二十七年の国勢調査に基づいて先行して行うことといたしました。

今回の定数削減に当たっては、小選挙区の定数を六削減することといたしますが、削減対象となる都道府県については、議長の示された「思いに沿って、透明性のある方法、すなわち客観的に理解可能な具体的な方式を定めて選定する必要があります。

このような見地に立つて本法案について見ますと、まず、平成三十二年の国勢調査以降、大規模国勢調査に基づいてアダムズ方式により都道府県別定数配分を見直すことを法案の原則に明記しております。そうであれば、今回の定数削減措置を講ずるに当たっても、平成三十二年以降の定数配分方式であるアダムズ方式の考え方と基本的な方向性を同じくし、これと整合性のある方式によることが合理的であります。

そのように考えますと、次のような方式が平成三十二年以降の定数配分方式と整合性があり、合理的ではないかと考えられます。

まず、定数を六減した上で、かつ、平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づいて、仮にアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に、現行の定数よりも減員となる都道府県について議員一人当たり人口を算定し、次に、この算定の結果得られた各都道府県の議員一人当たり人口の少ないところから六都道府県を選びます。与党案では、この方式によることを条文中明記しております。

また、これらの減員される六都道府県は、仮に今回定数削減をしなかったとしても、平成三十二年の議席配分の見直しの際に減員される都道府県となる蓋然性が極めて高いと考えられます。見直しに伴う定数の増減幅を小さくするという観点からも合理的であると言えます。

平成二十八年四月二十二日 衆議院会議録第二十七号

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外四名提出)外一案の趣旨

説明に対する佐藤茂樹君の質疑

三十二年の国勢調査以降、大規模国勢調査に基づいてアダムズ方式によりブロック別定数配分を見直すことを公選法の原則に明記しております。そのため、小選挙区と同様の方式により減員対象となる四ブロックを選定することが、平成三十二年以降の定数配分方式と整合性があると言えます。与党案では、この方式によることを条文中明記しているところでございます。

最後に、見直し条項を置いた趣旨についてのお尋ねがございました。

与党案は、衆議院選挙制度改革について、調査会答申を踏まえて提出されております。この答申では、一票の格差は正や衆議院議員の定数削減に係る内容のほか、現行憲法下での衆参両院議員選挙の制度のあり方にも言及されているところであります。

与党案では、一票の格差は正や衆議院議員の定数削減に取り組むのはもちろんのこと、衆参両院議員選挙制度のあり方についても、答申が述べるのとおり見直しを進めることが重要であるとの立場から、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方については、民意の集約と反映を基本とし、その間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする旨の見直し条項を置いた次第でございます。

以上でございます。(拍手)

〔今井雅人君登壇〕

○今井雅人君 佐藤議員から、私どもに四問御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、制度の安定性及び短期間での定数の出戻りの問題についてのお尋ねがございました。

民進党提出の本法律案は、十年ごとの大規模国勢調査に基づいて、アダムズ方式により都道府県に定数配分をするという衆議院選挙制度調査会の

答申の内容を忠実に法案化したものでございませす。

そして、制度改革の重要性と緊急性に鑑みれば、既に確定している直近の大規模国勢調査である平成三十二年の調査に基づいて、人口に比例した定数配分を直ちに実現すべきという本法律案は、調査会の答申を正面から受けとめたごく自然な内容だと考えております。

その上で、人口分布をより的確に反映した定数配分を直ちに実施すべきことの重要性に鑑みれば、制度導入時に、経過的に、人口変動に伴う短期間での定数の増減が生じることやむを得ないというふうに考えております。

なお、平成三十二年国勢調査に基づく、いわゆる七増十三減になりますけれども、その結果、次の大規模国勢調査の際には増減が少なくなるといふことが見込まれますので、制度の安定性の観点からも適切であるというふうに考えております。

平成二十七年国勢調査の結果を用いないことの合理性のお尋ねがございました。

衆議院選挙制度調査会においては、十年ごとの大規模国勢調査に基づくことを前提に、最高裁判決で求められた比例性のある配分方式によって都道府県に議席配分をする、その具体的な方法についてさまざまな角度から比較検討を重ねた上で、いわゆるアダムズ方式の導入が提言されたところでございます。

民進党提出の本法律案は、この調査会の答申の内容をまさしく忠実に法案化したものでございませす。

そして、制度改革の重要性と緊急性に鑑みれば、先ほど申しましたが、既に確定している直近の大規模国勢調査であるところの平成三十二年の調査に基づいてこれを実現すべきとする本法律案は、調査会の答申を正面から受けとめたごく自然な内容のものであり、合理性があると考えております。

ます。

一方で、二〇一五年簡易国勢調査をもとにアダムズ方式を導入すべきとの御意見は、かねてより公明党が表明していたものと承知しております。旧民主党、旧維新の党両党とも、かねてより一つの御見識として受けとめるところでございませす。

もし、自民党・公明党案のように先送りをせず、速やかにアダムズ方式を導入することによって御賛同いただけるということであれば、二〇一五年簡易国勢調査によるアダムズ方式の導入への修正ということも検討させていただきたいと考えております。このような先送りでない補強的な修正は、調査会に御参加いただいた有識者各位の御理解が得られるというふうに考えております。

直近二回の総選挙の正当性や選挙された議員の地位に対し疑念を抱かせるんじゃないかというお尋ねがございました。

疑念を抱かせることになるのではないかと御指摘でありますけれども、しかし、それは民進党案が実現することによって起きることではございません。この二十四年と二十六年の総選挙に対しては、まさに今既に疑念が抱かれており、二十一年の総選挙から三回連続で違憲状態とまでの判断が司法によって突きつけられているというのが現実であります。

そうであるがゆえに、遅きに失したとはいえず、調査会答申を正面から受けとめた改革を迅速に導入し、その疑念を抱かせる状況を一刻も早く解消すべきだというのが民進党案であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

最後に、今後の選挙制度のあり方についてお尋ねがございました。

民進党案の附則第四条に、特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映することに留意した上で、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方について、両

院制のもとで各議院が果たすべき役割を踏まえるとともに、民意の集約と反映の適切なバランスを実現するために、不断の見直しを行うことを明記させていただいております。

人口の大都市集中と地方の過疎化が進む我が国の現状を捉え、地域の声を埋没させずに、国政にきちんと届ける制度をぜひ検討してまいりたいと思います。

こうした重要な問題は、党の垣根を越えて、衆参両院それぞれが果たすべき役割を議論しつつ、民意を適切に国政に届ける制度、有権者の視点から納得が得られる抜本的な制度改革の議論に、まさにこの国会で真摯に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。(拍手)

○議長(大島理森君) 穀田恵二君。

〔穀田恵二君登壇〕

○穀田恵二君 質問に先立ち、冒頭、熊本県を中心とする地震で犠牲となられた方々と御遺族に、心からお悔やみを申し上げます。そして、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

政府は、救命救助に引き続き全力を挙げつつ、緊急の課題として、震災関連死を防ぐことに力を集中することを強く求めるものであります。

私は、日本共産党を代表して、議題となりました両法案について、各党の提案者に質問します。(拍手)

まず第一に、選挙制度は民主主義の土台であります。主権者国民の代表の選び方、国民の参政権のあり方を決めるものであり、十分な議論が必要です。

衆議院選挙制度をめぐっては、二〇一一年十月から、国会を構成する全政党が参加する各党協議会を二十九回行ってききました。ところが、一部の党が、全党協議では結論が出ないとして一方的に協議を打ち切り、政党としての責任を放棄し、第

三者機関、選挙制度調査会に丸投げしたのであります。

調査会への諮問は現行制度維持と定数削減を前提としたもので、本年一月、答申が提出されるや、その内容についての議論を全く行わず、答申尊重の名のもとに、行司役の議長が各党に法案提出を促してきました。前代未聞な異様なやり方と言わなければなりません。

しかも、両案は、先週金曜日に提出されたばかりです。国民的議論もないまま、本日、本会議での趣旨説明、質疑、来週数日間の委員会質疑で採決し、衆議院通過を図ろうとしています。

自民、公明両党も民進党も、それぞれ野党時代は、与党が数の力で選挙制度を変えることを憲政史上類を見ない暴挙、与党の暴挙と批判していたではありませんか。今回のこのような横暴なやり方をどう思うのか、自民党、公明党、民進党、各党提案者に答弁を求めます。

第二に、そもそも選挙制度の根本は、国民の多様な民意を正確に議席に反映することです。ところが、現行制度は、民意の反映が著しくゆがめられています。ここに最大の問題があります。

今日の民意は、消費税増税反対、TPP批准阻止、辺野古新基地建設ストップ、原発再稼働ノ、憲法違反の安保法制廃止であります。

この国民多数の声と逆の方向に暴走しているのが安倍政治です。

なぜ国民多数の声が国会に届かないのか。その原因は、現行の小選挙区比例代表並立制にありま

す。今の自民党安倍政権を支える三百に迫る議席は、絶対有権者比でたかだか一七％の支持で獲得したものであります。このもとで、昨年、安保法制が强行成立させられたのであります。平和主義、立憲主義を破壊する暴挙が、現行の小選挙区制の害悪を明白に示しています。

各党は、こうした民意と議席の乖離をどう考え

ているのか、答弁を求めます。

この二十年間、小選挙区制のもとで七回の総選挙が行われました。小選挙区において第一党は、四割台の得票率にもかかわらず七から八割の議席を占め、議席に反映しない投票、いわゆる死に票は各小選挙区投票の半数に上っています。まさに、小選挙区制の根本の欠陥を浮き彫りにしたものにほかなりません。

だから、二十九回にわたる各党協議会でも、自民党も民主党も含め全党が、小選挙区による過度な民意の集約に問題があるという認識で一致したのであります。各党は、この認識に変わりありませんか。答弁を求めます。

いわゆる政治改革において、政権交代を可能とするため、民意の集約が必要だと小選挙区を導入したことに諸悪の根源があることは明白であります。虚構の多数による強権政治の害悪が明白となった今、政治改革を根本から問直すべきであります。各党の見解を求めます。

第三に、なぜ議員定数を削減しなければならぬのでしょうか。

日本国憲法は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と前文の冒頭に明記しています。主権者国民が国会に意見を反映させるツールが議員であり、その削減は、国民の声を切り捨てるものにほかなりません。

国会の役割で最も大事なことは、政府を監視し、暴走させないようにすることです。議員が削減されれば、国会の政府監視機能が低下することは明らかであります。

そもそも、我が国の衆議院議員定数は、男子普通選挙法制定時の一九二五年、四百六十六でスタートしました。当時の人口は現在の半分です。戦後の改正で五百十二となりました。

今回、定数を四百六十五まで削減しようとしていますが、なぜ我が国の議会政治史上最も少ない水準にしなければならないのですか。

スタート時の定数は人口十二・八万人に一議席であったのが、今や二十六・八万人に一議席となつています。主要国の下院を見ると、おおよそ十万人に一議席の水準であり、我が国は国際的に見ても極端に議員が少ない国となつています。

だから、調査会答申は、現行の衆議院議員の定数は国際比較や過去の経緯などからすると多いと言えずと述べ、定数削減について、積極的な理由や理論的根拠は見出しがたいとしたのであります。

各党は、我が国の衆議院定数が歴史的に見ても国際的に見ても少ない水準にあることをどう思うのか、また、定数削減に根拠はないという調査会の結論をどう捉えているのか、答弁を求めます。

次に聞きたいのは、定数削減を選挙公約にしていく理由であります。

各党は公約だかと言いますが、定数をどのように考えているのか、定数削減の根拠と理由について説得力ある説明を聞いたことは一度もありません。各党の答弁を求めます。

今般の定数削減の契機となつたのは、民主党野田政権が、国民の皆さんに消費税増税をお願いする以上、政治家も身を切る改革が必要だと言つて、比例八十削減を持ち出したことにあります。

消費税増税を押しつけるために国民の代表である議員定数を削減するというのは、全くのすりかえであり、何の道理もありません。各党の答弁を求めます。

さらに問題なのは、両案とも、東日本大震災でいまだに苦しむ東北や、今も絶え間ない余震で不安な中にいる熊本、九州を削減対象に含んでいることでもあります。この点について各党の見解を求めます。

第四に、定数配分の計算にアダムス方式を採用する問題です。

両案提出者は、最高裁判決の要請に添えるためだとしています。最高裁は、小選挙区間の投票権

の平等を侵害する違憲状態を生み出している要因が一人別枠方式であると指摘しています。その一人別枠方式と大差ないものがアダムズ方式なのです。それなのに、なぜ採用することにしたのか、明確な説明を求めます。

その上、両案が、比例代表の定数配分にもアダムズ方式を採用するのはなぜでしょうか。本来の比例配分に近いヘアー式最大剰余法を採用している現行制度をなぜ変更しなければならぬのですか。

重大なことは、両案とも、アダムズ方式を採用するにとどまらず、自動的に定数配分と区割りを行う仕組みを盛り込んでいることとあります。このもとで、少なくとも有権者が、市町村の行政単位や地域社会を分断する異常な線引きを押しつけられ、毎回、選挙のたびに不自然な選挙区変更を強いられることになるのであります。

結局は、現行制度の根本的な問題に手をつけず、小選挙区制を温存させようとするものでしかありません。

各党は、将来にわたって、民意をゆがめる小選挙区制を維持していくつもりですか。明確な回答を求めます。

日本共産党は、現行制度が提案されたときから、小選挙区制が民意の公正な議席への反映をゆがめ、比較第一党に虚構の多数を与え、強権政治をつくり出す根本的問題があると反対してまいりました。改めて、小選挙区制を廃止し、民意を反映する選挙制度へ抜本的に改革することを主張するものであります。

最後に、憲法公布七十年、女性参政権実施七十年、十八歳選挙権施行のこの年に、国民の代表を選ぶ選挙制度とはどうあるべきなのか、国民的議論をすべきであります。このことを強調し、私の質問を終わります。(拍手)

(細田博之君登壇)

○細田博之君 穀田議員にお答えをいたします。

非常に多岐にわたる御質問を頂戴いたしました。

穀田議員とは、先ほど出ました全党による協議会、二十九回行われましたが、その全てに穀田議員と私は出席しているわけでございます。そこで、穀田議員の御主張は本当に何遍も何遍も伺ってきております。大変、少数政党といいますが、小選挙区比例代表並立制という制度自体が、支持率の少数の政党にとつて著しく不利な制度であるという御批判を常にいただいているわけでございます。

まず、この法案の提出の経緯でございますが、総選挙における区割りについて、選挙区間の人口格差が二倍を超えている、違憲状態という最高裁判決があり、一票の格差の是正をしなければならぬということとは喫緊の課題であります。

この格差がふえている主原因は、大都市圏である東京の人口増加、そして、最も人口の少ない鳥取二区の人口減少に起因するわけでございますが、これは構造的な面が含まれているということが非常に大きな問題であります。

そして、二十九回にわたる各党協議を重ねても、根本的な制度につきまして合意が得られなかったもので、衆議院選挙制度に関する調査会が設けられて答申が出たわけでございます。その答申の中でも、今の制度を維持しながら、アダムズ方式その他、内容を改善、改革せよ、こういう答申が出たわけでございますから、我々はそれを尊重しながら案を作成しているわけでございます。

議長におかれましては、このような事情、長い間の事情を踏まえられた上でのいろいろな御判断をされたということをご承知しております。強引に数の力で選挙制度を維持するとか変える、そういうことをしているつもりはございません。

そして、小選挙区比例代表並立制の問題点については、先ほど申しましたとおり、民意の集約が過度になるのではないかと、つまり、支持率がある

程度低くても小選挙区で勝てば当選するというところから、大変にその乖離が大きくなるのではないかと。しかし、これは、政権という観点から見れば、政権交代が大幅に起こるという経験もしたわけでございます。それは今の制度導入のまた主要な要素であったということは確かでございます。

ただ、この調査会の答申においても、現行の比例代表並立制を維持するとして、一方で、選挙制度は民意の集約と反映を基本として、その間の適正なバランスに配慮しつつ不断に見直していくべきであるという旨が述べられておりますので、この内容を受けて、与党案では附則に見直し条項を置いているということをご理解いただきたいと思います。

定数削減についてのお尋ねがございました。調査会答申においては、衆議院議員の定数を何人とするかについて絶対的基準があるわけではなく、小選挙区選挙について、大幅に定数を削減すると、選挙区間の一票の格差の縮小は難しくなるなどと言及されております。諸外国の人口との比較をすれば、確かに穀田議員の御指摘のとおり、我が国の国会議員数は多いとは思いません。

ただし、近年の社会経済状況等を考慮する必要があること、地方では平成の大合併もあり議員数を大幅に減らしていることなどを総合的に勘案すると、議員数を削減すべきであるとの政治決断のもとに、比例定数削減を目指すことを我が党としても選挙公約に掲げたところであります。このたびは党の決断として定数の十の削減を提案しているわけでございます。

立法府としての機能をこれからも十分に発揮する観点から、国会はどうあるべきかという考え方を基本にしまして、議員の選出の方法、投票制度、選挙運動の方法や議員定数のあり方などについて大いに議論を深める必要があるのではないかと考えております。

また、穀田議員の御指摘のとおり、東北あるいは熊本県の震災のことを思うときに、私も政治家の一人として、地方創生の時代にあって、地方に温かい政策判断があつてもよいのではないかと、強い思いは持っておりますが、大乗的見地に立つて、それらを包含して、今回与党案として提案しているところであります。(拍手)

○逢沢一郎君 穀田先生より、アダムズ方式の導入に関して質問をいただきました。いわゆる佐々木調査会の答申でも述べられておりますように、アダムズ方式には、まず、人口比例的な配分方式であるということ、都道府県間の一票の格差を小さくするものであること、都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、そして、一定程度将来にわたつても有効に機能し得る方式であること等の長所があると申し上げたいと存じます。

アダムズ方式は、各都道府県への小選挙区の定数配分を人口比例に行う方式の一つであり、各都道府県の人口をある除数で割り、商の小数点以下を切り上げた値を各都道府県の定数とする方式でございます。

このように、アダムズ方式では、人口比例的に定数を配分する計算過程で行われる切り上げの結果として、各都道府県に定数が少なくとも一ずつ配分されるものであり、最初に一ずつ配分する一人別枠方式とは基本的に考え方が異なるものであると申し上げたいと存じます。

また、衆議院選挙制度に関する調査会は、平成二十六年六月十九日に議院運営委員会での設置が議決されたものでありますけれども、その際に、「各会派は、調査会の答申を尊重するものとする。」とされたところでございます。

こうしたことから、本法律案でもアダムズ方式を採用することといたしました。

加えて、比例代表の定数配分方式につきましても、小選挙区の定数配分方式などと同様に、調査会の答申を尊重するという立場から、アダムズ方式を導入することといたしました。

また、結果といたしまして、アダムズ方式で定数を配分いたしますと、最も定数の少ない四国ブロックについて、現行定数の六をかなり長期間にわたり維持することができると見込みであります。比例代表の持ついわゆる民意反映機能が維持されるものとなつてゐることを申し上げておきたいと存じます。

アダムズ方式を導入することで小選挙区を維持するつもりかとの趣旨のお尋ねがございました。先ほど細田議員の答弁もございましたように、現行制度の導入時からの議論や今回の調査会の答申の内容を踏まえて、現行制度におけるアダムズ方式の導入とともに、今後の選挙制度のあり方につきましても、附則に見直し条項を置いていくところであります。

今後の国会における、また各党間の議論を待ちたいと存じます。

どうぞよろしく願いをいたします。(拍手)

〔逢坂誠二君登壇〕

○逢坂誠二君 穀田議員の質問にお答えいたします。

私も、与党時代、各党の選挙制度の協議会全てに出席をさせていただきました。その際、細田先生、さらにまた穀田先生からもたくさん御指導をいただきました。そのことに対して厚くお礼申し上げます。

その上で、選挙制度に関するこれまでの議論の進め方や今回の国会審議の進め方についてお尋ねがございました。

穀田議員からは、選挙制度については十分な議論が必要である、そういう指摘をいただいたわけでありましても、私も全く同感であります。その上で、選挙制度改革、そうした思いのもと

で、長きにわたつて政党間で協議を重ねてまいりましたけれども、残念ながら結論には至らなかつたものであります。

しかしながら、選挙制度というのは、国の政治のあり方を決めるものでありますから、本来、これは政治家がしっかりと議論をしてその方向を定めるといふのが大きな原則だといふふうに思いますが、残念ながら結論に至らなかつたということ、そうしたことも踏まえまして、今回、第三者機関に諮問をしたものといふふうに理解をしております。

一方で、最高裁から三度にわたつて違憲状態との指摘を受けるに至り、このことがもはやいつときも先送りできない喫緊の課題であるのは自明のことでございます。立法院に身を置く我々としては、その重みを強く認識すべきだといふふうに思ひます。

そうした観点から、今回、できる限り早目にこの選挙制度の改革というのを行うべきだ、そういう趣旨に立ちまして、答申を受けた法改正を行うべき、そういうことで調査会答申を忠実に法案化したという経過でございます。

二点目でございますけれども、現行の小選挙区制による民意の反映の点についてお尋ねがございました。

小選挙区比例代表並立制、これは基本的には、政権交代可能な政治の実現、政策本位の政党政治の実現を目指して導入された制度であると承知をいたしております。そうしたことを踏まえまして、振り返つてみますと、ある一定程度の機能を果たしているのではないかと認識をいたしております。

加えまして、今後の改革の方向性でございますけれども、今回提出をさせていただきました附則の第四条、ここに不断の見直しを行うことを明記させていただきましたとおりです。この際に、両院制のもとで各議院が果たすべき役割を踏まえることも

に、民意の集約と反映を適正なバランスで実現するといったことも念頭に置く必要があるかと思ひます。

いずれにいたしましても、党の垣根を越えて、衆参両院それぞれが果たすべき役割を議論しつつ、民意を適切に国政に届ける制度、有権者の視点から納得を得られる抜本的な制度改革の議論に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、定数削減の必要性などについてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えないと指摘をされていくところでございます。しかしながら、この間、各党それぞれ考え方はあるとは思ひますけれども、定数削減については一定の議論があつたことも事実だといふふうに認識をいたしております。

そして、さらに、先ほど来幾度か紹介がございましたけれども、二〇二二年十一月十四日、この党首討論におきまして、当時の野田総理、そして当時の自民党の安倍総裁との間で、大幅な定数の削減を行うということと国民の前で約束しているということも事実であります。この約束は非常に大きなものであるといふふうに私も考えておりまして、我々民進党は、この国民との約束を守り抜く立場にあるということを変更して表明させていただきます。

同時に、被災地への言及がございましたけれども、定数や制度改革にかかわりなく、震災、災害に見舞われた皆様の声を真摯に受けとめ、緊急対応に政治の総力を注ぎ、復旧と復興、そして防災対策に全力を注いで取り組んでいくことは当然のことでございます。

次に、アダムズ方式の導入についてお尋ねがございました。衆議院の選挙制度調査会の答申でアダムズ方式により行うことが求められているわけでありま

けれども、まずアダムズ方式につきましては、一、人口比例的な配分方式であること、二、都道府県間の一票の格差を小さくすること、三、都道府県間の一票の格差を小さくすること、四、都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、五、一定程度将来にわたつても有効に機能し得る方式であることといった長所があると認識をしております。

そこで、答申の内容をできるだけ忠実に法案化している民進党案におきまして、小選挙区と比例代表の定数配分にアダムズ方式を導入したものでございます。

また、現行の小選挙区比例代表並立制に対する評価については、さきにお答えしたとおりでございますけれども、基本的には、政権交代可能な政治の実現、政策本位の政党政治の実現を目指して導入された制度であると承知をしており、一定程度の機能を果たしていると認識をしております。

以上でございます。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(川端達夫君) 浦野靖人君。

〔浦野靖人君登壇〕

○浦野靖人君 おおさか維新の会の浦野靖人です。(拍手)

まず最初に、熊本を中心とした地震でお亡くなりになられた方々と御遺族の方々に哀悼の意を表すとともに、今なお被災地で避難生活を送られている皆様の日常生活を一日でも早く取り戻せるよう、我々のできることにしっかりと取り組んでいくことをお誓ひいたします。

それでは、議題となりました衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の自公案及び民進案について、両党に質問をいたします。

ことしで、明治維新から数えて約百五十年、そして戦後七十一年目を迎えます。我が国の政治経

済の仕組みについて、あらゆる分野で抜本的改革が求められています。多くの重大な課題のうち、最初にどこから手をつけるのか、そして、言ったことを本当に実行するのか、そこに政党や政治家の本質があらわれると考えます。

我々おおさか維新の会は、大阪での改革を全国に広げるという理念を訴えて結党されました。八年間にわたる大阪改革で、一番最初に行われたのは、当時の橋下知事自身の報酬カットと、議会がみずから身を切る改革でした。大阪府議会の議員定数を百九から八十八に二割削減し、議員報酬を三割削減しました。

みずからの身分にも待遇にもこだわらない姿勢を見せることで、住民の信頼と支持を得たのです。その上で公務員改革を行い、公務員の数と給与、外郭団体、天下り等の削減を断行しました。ここでも、まず議員自身が身を切る改革を行ったことで、府、市の職員の皆様からも一定の理解が得られたのです。

信なくば立たずという言葉のとおり、大阪での改革は、まず議会改革によって政党と政治家が住民の信頼を得ることから始めました。国も同じです。まず政治への信頼を回復すべきで、そのために議員の身を切る改革が必要なのです。

自公案の提出者にお伺いいたします。

少子高齢化と人口減少が進む中、増税や歳出削減等の国民負担を求める前に、国でも地方でも、まず最初に議員自身が身を切る改革を行うべきと考えますが、認識をお伺いいたします。

民進案の提出者にお伺いいたします。

旧民主党は、平成二十一年の衆議院選挙のマニフェストで、衆議院の比例定数を八十削減するとしていました。政権時代になぜこれを真つ先に取り組まなかったのか、お伺いいたします。

三割減という法案を提出しました。歳費を自主的に国庫に返納することを可能にするための法案も提出しました。歳費以外でも、旧党時代に文書通信交通滞在費の公開法案を提出し、現在も党所属議員の文通費をホームページ上で公開しています。

我が党は、身を切る改革を実行することを最優先の課題とし、文通費の公開のように、みずからできることは既に始めております。

自公案の提出者、民進案の提出者の双方にお伺いいたします。

今回の法案では、議員定数の削減が不十分で、身を切る改革が足りないと考えます。今回の法案に加えて、議員歳費の削減と文通費の公開を行うべきと考えますが、御認識をお伺いいたします。

また、文通費の公開は法改正がなくても直ちに実行できますが、提案者御所属の各党はなぜ行わないのか、お伺いをいたします。

さらに、今回の熊本の大地震の復興財源の一部として、東北大地震の際と同様、再び議員歳費の二割削減を次回の支給から行うべきではないでしょうか。自公案、民進案の提出者双方にお伺いいたします。

そもそも、今回の両法案のもととなった衆議院選挙制度調査会の答申は、我が党から見れば、定数削減の点で全く不十分なものです。この答申には、「現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い。」などと書かれています。多くの国民の意識からかけ離れていると言わざるを得ません。

我が党は、定数削減の積極的理由は、国民や住民の信頼を得ることであると考えております。また、大阪でのさまざまな改革の成果は、議員定数の大幅削減を正当化するための十分な実証的根拠になると考えています。

自公案、民進案の提出者双方にお伺いいたします。

す。

平成二十四年の党首討論の場で、安倍自民党総裁が野田元総理と、国民の前で議員定数の大幅削減を約束されました。今回の答申による両案での削減は十議席のみですが、これで国民への約束は果たされるとお考えなのか、御認識をお伺いいたします。

今回の調査会の答申も、それを基礎とした二つの法案も、不十分なものではありません。一方で、調査会答申は、衆議院がみずから議院運営委員会を設置を決定し、調査を委嘱した結果出されたものです。院の自律という観点から、結論に納得できなくとも答申は尊重し、まずは一歩でも改革を進めるべきと考えます。

そこで、定数十減の法案への賛否の検討に当たり、以下の二点を提案します。

第一に、抜本的な国会改革を行うための第三者機関を設置すべきです。

大島衆議院議長は、選挙制度改革に関する我が党の意見陳述の際、戦後の立法府のあり方を総決算して考え直すべきとの御発言をされました。これを受け、国会全体の抜本改革へ向けた検討を行う第三者機関を調査会等の形で国会に設置すべきです。我が党としては、こうした第三者機関において、定数の大幅削減の実現や二院制の見直し等を行いたいと考えています。

第二に、日々の国会運営を改革するための委員会を設置すべきです。

政府四演説の一本化や、半ば既得権化した特別委員会のスクラップ・アンド・ビルド等、通常の国会運営での改善の余地は数多くあります。一昨日予定されていた党首討論も、イギリスのように定期的に開かれる建前からはほど遠い状態で、野党自身も、予算委員会の集中審議等を重視する傾向にあります。党首討論の制度をどうするのか、一度見直すべきです。

こうした問題を解決するため、議院運営委員会

の国会法改正等及び国会改革に関する小委員会を定期的に開催すべきです。

自公案の提出者にお伺いいたします。

抜本的な国会改革のための第三者機関の設置及び議院の国会法改正等及び国会改革に関する小委員会の定期化という我が党の提案につき、実現に向けた協議をされる意思がどうか、お伺いをいたします。

我が党にとつて、議員の定数と歳費の削減は、全ての改革に先んじて行うべきものです。この問題への態度を見れば、政党や政治家が目指すものが、税金を払う人のための政治か、税金で暮らす議員や公務員のための政治か、はっきりとわかります。おおさか維新の会は、税金を払う人のための政治を実行することを国民の皆様にお約束し、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(逢沢一郎君登壇)

○逢沢一郎君 浦野議員にお答えを申し上げます。

まず最初に、議員自身が身を切るべきではないか、また、定数削減が十議席のみであることで国民との約束が果たされるのかという趣旨の御質問をいただきました。

定数の問題は、言うまでもございませんが、議員の身分また立法府のあり方そのものの問題であり、各党派間における議論を踏まえることが重要であると考えます。

本法律案を提出するまでの過程におきましては、平成二十三年以降、二十九回にわたる各党協議を経てもおお結論を得ることができなかったため、当時の伊吹議長のもとに衆議院選挙制度に関する調査会が設けられ、佐々木先生に座長に就任をいただき、そこで御議論いただくという経緯をたどっております。

そして、この調査会の答申については、各党派は尊重するものとすることとされているところ、

調査会の答申に沿って、調査会の答申に従う形で十削減しようとするものであり、与野党の共同提出に至らなかったことは率直に申し上げて残念であったとも思いますが、各党の議論を経ているというプロセスを踏んでいることを御理解いただきたいと思います。

率直に申し上げて、確かに議員の御発言にも一理あるとは存じますが、さきに申し上げましたように、立法府のあり方の問題である以上、今後さらに定数の問題を議論するに当たりましては、各党間の、また国会における協議から始めるべきではないかと承知をいたしております。(拍手)

〔岩屋毅君登壇〕

○岩屋毅君 浦野議員から、議員歳費の削減、文書通信交通滞在費の公開、抜本的な国会改革のための第三者機関の設置などについて御質問をいただきました。

御党独自のお取り組みについては一定の敬意を表させていただきますというふうに思っておりますが、議員歳費や文書通信交通滞在費の問題は、個々の議員の活動に直結する問題でございます。したがって、この種の問題は、まず各党派間の議論が行われることが望ましいというふうに考えているところでございます。

なお、御指摘の東日本大震災のときの歳費の二割削減の際も、衆議院においては全会一致で行われております。このことを踏まえても、やはり、まず各党派間の協議がしっかりと行われるべきではないかと考えているところでございます。また、抜本的な国会改革や国会運営の活性化のための委員会の設置の御提案がございました。

国会をよりよい姿にしていこうということについては私も全く同感でございます。提案の御趣旨につきましては同意するものでござい

す。しかしながら、この点につきましても、国会機能の強化の問題でございますので、まずは各党派間

の十分な協議を踏まえた上で行われるべきではないかと考えているところでございます。(拍手)

〔逢坂誠二君登壇〕

○逢坂誠二君 浦野議員から御質問いただきました。

まず最初に、民主党政権時代の選挙制度改革に対する取り組みについて御質問いただきましたけれども、民主党政権時代に各党に呼びかけまして、定数削減も含んで精力的に選挙制度改革の議論を重ねてまいりましたが、まことに残念ながら合意には至りませんでした。

この事態を打開するために、当時の野田総理が当時の自民党の安倍総裁と、二〇一二年十一月十四日に行われた党首討論におきまして、大幅な定数の削減を行うとの約束を交わしたわけであり

ます。総理と野党第一党の党首との約束、これをほごにするようなことがあれば、それこそ国民の政治に対する不信は決定的なものとなるの大きな懸念を持つということでございます。そうした意味で今般のようなことになっているということでございます。

次に、身を切る改革と文書通信交通滞在費の公開についてのお尋ねがございました。

我々民進党としては、文書通信交通滞在費の位置づけの明確化、また政治活動と政治資金のあり方など、基本的な議論、そして実態の検証を行った上で、透明性を向上させる改革、さらなる身を切る改革に取り組んでいきたいと考えております。

さらに、今回の熊本の大地震に当たり、議員歳費の二割削減を行って復興財源に充てるべきではないかとお尋ねいただきました。

このたびの熊本地震に当たっては、四十八人の方が命を落とし、九万人以上の方がまだ困難な避難生活を続けるなど、その被害はまことに甚大でございます。

民進党としても、防災直後から対策本部を立ち上げて情報収集等に当たるとともに、政府に対して協力を惜しまない姿勢を表明しており、また、四月二十日には、被災者の救助及び支援、激甚災害の指定、被災者生活支援の強化など七項目にわたる緊急申し入れを安倍総理と谷垣幹事長にさせていただいたところであります。

復興に係る財源が確保されることは当然に必要であり、まずは政府において、自治体と連携しつつ、適切な計画を迅速に行うための財源を十分に確保するための措置をとることが重要であり、その点においても民進党として必要な協力を惜しまないことを申し上げます。

定数削減と国民への約束についてのお尋ねがありました。

我々民進党は、定数削減はまだ不十分であるが、格差是正は最高裁も厳しく指摘する喫緊の課題であること、また、政党間協議で結論が得られず、衆議院議長が第三者機関に諮問した経過を踏まえて、まずは答申を受けた法改正を行うべきとの立場に立つものであります。

今回は、調査会答申に沿った制度改革をまず忠実に実現することが必要と考えますが、民進党案の附則に示すように、本法案成立後にさらなる国会議員の定数削減へ向けた議論に取り組みたいと考えております。各党各会派との協議も積極的に重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 玉城デニー君。

〔玉城デニー君登壇〕

○玉城デニー君 生活の党と山本太郎となかまたちの玉城デニーです。

私は、会派を代表して、ただいま提案のありました細田博之君外四名提出の自公案、今井雅人君外二名提出の民進案、両案についてそれぞれ質問させていただきます。(拍手)

冒頭、四月十六日に発生した熊本地震で亡くなりになりました方々に対しまして心よりお悔やみを申し上げますとともに、御遺族はもとより、被災され、今なお避難を余儀なくされている多くの被災者に対しましてお見舞いを申し上げます。政府に対しましては、一日も早く激甚災害に指定いただき、国を挙げてその復旧に努めていただくことを強くお願い申し上げます。

さて、質問の前に一言申し上げます。本来、私も少数会派はこのような登壇質疑の割り当てがありませんが、四月七日の九党幹部協議において、大島理事衆議院議長から、議運理事、オプザーバー会派以外の会派にも委員会での発言を与える旨の御要請を提案していただきました。

与野党幹事長・書記局長会談で合意された選挙制度に関する与野党実務者による協議における意見、発言、衆議院議長のもとに設置された衆議院選挙制度に関する調査会での調査における我が党からの意見陳述の機会など、この間の選挙制度の取りまとめの経緯におきまして、国民の意思を反映するための重要な制度にかかわること、全ての国民の権利に深くかわかることであることに鑑み、議長を初め議院運営委員会委員長のお取り扱い並びに与野党議運理事を初め実務者委員、各党国対、関係議員諸賢の御理解あつて、これらの場面において発言できましたことに、まず深甚なる感謝を申し上げます。

決して政治は数が全てではない、議会運営の貴重な経験を与えていただきましたことに改めて敬意を表します。

質問に入ります。提案された二つの法案は、一票の格差是正について、どちらも、一、アダムズ方式の採用、二、十年ごとの大規模国調結果に基づく議席配分を行うものとし、その中間年に実施される簡易国調の結果、一票の格差が二倍以上の選挙区が生じたと

きは、都道府県への議席配分を変更せず、区割り画定で行うものとなっております。

まず、自公案について提出者に伺います。

最高裁判決で求められた一票の格差は正、憲法の投票価値の平等の要求において、御提案の〇増六減方式は、一人別枠方式の構造的な問題温存になつていないか伺います。

議席配分については、平成三十二年大規模国調からアダムズ方式を導入するという、さらに、平成二十七年簡易国調をもとに、五年間を通じて格差二倍未満となるよう区割りするということがありますが、最高裁の三たびにわたる違憲状態判決の指摘を受け、制度の改正によつて解決することが議会に求められる急務であることに立脚するのであれば、なぜ平成二十二年国調による導入をとらないのか、説明をお願いいたします。

次に、民進案について質問いたします。

民進案は、平成二十二年大規模国調の結果に基づくアダムズ方式により七増十三減した上で、平成二十七年簡易国調の結果に基づいて区割り画定を行うとしています。それによる地方の議席が削減されることの少なからぬ直接的な影響について、多様な国民の意見を反映するための選挙制度のあり方という観点から説明を求めます。

さらに、民進案の「その他」の「見直し」において、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度については不断の見直しが行われるものとし、特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意することにも、さらなる国会議員の定数削減を図るよう努めるとしています。地方の人口減少は今後もほぼ確実と見られており、都市部への人口流入が続いていく将来社会と、これからの定数削減のさらなる必要性についてどのようにお考えか、御説明をいただきます。

り、投票価値の平等が憲法上の要請であると述べています。平等な価値のもとの選挙によつて示されるものは、紛れもない国民の多様な意思です。それらの意思をあまねく尊重するための改正であること、平等な民意に選ばれた民主政治を行うことの再認識という経緯でもあるということ、肝に銘じなければなりません。

本年七月予定の参議院選挙から、いよいよ十八歳以上の有権者が選挙へ参加します。私たち国会人の真摯な姿勢と品格が、若い世代への率先垂範となることを強く願ひまして、私の質問を終わります。

伊ッペーニフエーデーピタン。ありがとうございます。(拍手)

○岩屋毅君登壇

○岩屋毅君 玉城議員から、まず、〇増六減は一人別枠方式の温存になつていないのかというお尋ねがございました。

今般の改正法案では、各都道府県への小選挙区定数の配分方式について、平成三十二年の国勢調査からアダムズ方式を導入することを法案の本則に明記しております。

また、平成二十七年の国勢調査に基づきまして小選挙区の区割りを見直すこととしておりますが、この区割り改定案の作成につきましては、将来見込み人口を踏まえて、次回の平成三十二年国勢調査に基づく見直しまでの五年間を通じて格差二倍未満となるように行うこととしておいております。

と考へております。

次に、アダムズ方式を平成三十二年国勢調査から導入し、平成三十二年調査からは導入しない理由についてお尋ねがございました。

衆議院選挙制度調査会の答申は、議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案しなければならぬとしております。十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づいて行うべしとされております。一方で、それがいつの大規模国勢調査かという点については明らかにされていないわけであり現時点では、次回の大規模調査は平成三十二年のものであります。成立した法律をえて適及して適用することは例外的でございますので、アダムズ方式を導入するのは、次回の平成三十二年の大規模国勢調査以降とするのが自然であると私も考へておるところでございます。

また、これは議長が三月二十三日に示された、制度の安定性を勘案するようにしてもらいたい、この思いにも沿うものであると考へております。

したがいまして、自公案ではアダムズ方式を平成三十二年国調から導入することとしたところでございます。(拍手)

○落合貴之君登壇

○落合貴之君 地方の議席が削減されることの影響と定数削減のさらなる必要性についてのお尋ねがありました。

定数削減に関しては、二〇一二年十一月十四日に行われた党首討論において、当時の民主党の野田佳彦総理と自由民主党の安倍晋三総裁との間で、遅くとも二〇一三年の通常国会で大幅な定数削減を行うとの約束が交わされました。

この約束は、社会保障制度改革を進めていくために必要な税負担を初め、国民に負担をお願いする政治の場にある者は、まずみずからの身を切る努力をしなければ国民の理解は得られないとの当然の思いに基づくものです。

一方、民進党案の附則第四条に、特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意した上で、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方について、両院制のもとで各議院が果たすべき役割を踏まえるとともに、民意の集約と反映の適正なバランスを実現するために、不断の見直しを行うことを明記させていただいております。

大都市への人口集中と地方の過疎化が進む我が国の現状を踏まえ、地域の声を埋没させず、国政にきちんと届けられる制度を検討していきたいと考へております。

党の垣根を越えて、衆参両院のおのが果たすべき役割を議論しつつ、民意を適切に国政に届ける制度、有権者の視点から納得を得られる抜本的な制度改革の議論に取り組んでまいりたいと考へます。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 吉川元君。

○吉川元君登壇

○吉川元君 社会民主党の吉川元です。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、衆議院選挙制度改革に関する二法案につき、提出者双方に質問いたします。(拍手)

本会議での代表質問は私自身初めて、党としても実に三年ぶりとなります。こうした機会を与えていただいた正副議長、議長、そして各党各会派の皆様へ感謝を申し上げます。

質問に入る前に、今回の熊本、大分で発生した地震によつて犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。私も、今般被災した大分が地元であり、被災者の救援、一日も早い復興復興、生活再建に向け、社民党も全力を挙げて取り組む決意です。

さて、選挙制度は、全党全会派が参加し、議論を尽くし、制度改革を行うのが基本です。二〇一三年六月二十五日、全党で合意が行われ、一票の

したがいまして、一人別枠方式の温存になつていないのかという御指摘は当たらないもの

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外四名提出)外一案の趣旨説明に対する吉川元君の質疑

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外四名提出)外一案の趣旨説明に対する吉川元君の質疑

官 報 (号 外)

価値、定数問題、選挙制度について、各党間の協議を再開し、結論を得るとしました。

そこで、まず、一票の価値について尋ねます。「日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」憲法前文はこの一文で始まります。

最高裁は、過去三回の総選挙のいずれも違憲状態と断じました。まさに選挙の正當性についての疑義が生じています。速やかに一票の格差を是正し、違憲状態を解消することが喫緊の課題です。

しかし、与党案は、調査会が示したアダムズ方式を、二〇二〇年の国勢調査の結果が出るまで先送りしました。調査会に委ねたのであれば、答申内容を直ちに実行に移すべきであり、与党案は最高裁の要請にも応えていません。この点について与党提出者はどのようにお考えですか。

次に、定数問題について提出者双方に尋ねます。

両案ともに、小選挙区六、比例四の総計十議席を削減しています。調査会答申は、現行の定数について、多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出しがたいと指摘しています。最高裁判決が求めたのも一票の格差は正であり、定数削減ではありません。

議員定数は、主権者である国民の政治参加の機会の保障、立法府による行政監視の役割などから検討されるべきものです。ましてや、消費税増税をするから定数を削減するというのは、代表なくして課税なしというアメリカ独立戦争の際のスローガンとは正反対の発想です。主権者たる国民の代表者の数を減らす定数削減は、立法府の力をそぎ、多様な民意が国政の場に届かなくなるおそれがあります。

定数削減に対する認識及び削減の理由と根拠について明らかにしていただきたい。

また、現行制度発足時の定数割合により、小選挙区六、比例四を削減するとしていますが、二〇〇〇年に比例定数は既に二十削減されています。

両案の提出者にお聞きします。

さらなる比例定数の削減は、民意の反映機能を弱めるとともに、三対二の原則にも反していると考えますが、いかがですか。

行政区画の区割りを基本にした小選挙区制度のもとで、定数の削減をしながら格差を解消していくことは至難のわざです。同時に、小選挙区制度による民意と議席数の乖離や膨大な死票の存在も大きな問題です。

政治思想の古典でもある「ザ・フェデラリスト」第十編で、ジェームズ・マディソンは多数の横暴に警鐘を鳴らしています。また、最高裁は投票価値の平等を判示しています。

小選挙区制度は、過半数に届かない得票でも圧倒的多数を獲得することが可能であり、投票の半数は死票として国政に反映されない、つまり価値なきものにしてしまっています。

現行の小選挙区比例代表並立制の問題点の認識と、民意の集約と民意の反映の適正なバランスの必要性を指摘している調査会答申への受けとめについて、双方に尋ねます。

また、両案の附則には、いずれも不断の見直しがあり、選挙制度の抜本改革についての双方の見解を尋ね、質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔北側一雄君登壇〕

○北側一雄君 吉川議員にお答えをいたします。まず、自公案は最高裁の要請に当たっていないのではないかとお尋ねがございました。

最高裁判決において、選挙制度の整備については、漸次的な見直しを重ねることにより実現していくことも許容されている旨述べられていることは、さきに述べたとおりでございます。

また、自公案では、各都道府県への小選挙区定数の配分方式について、平成三十二年の国勢調査からアダムズ方式を導入することを法案本則に明記しております。

また、平成二十七年の国勢調査に基づいて小選挙区の区割りを見直すこととしておりますが、この区割り改定案の作成については、将来見込み人口を踏まえ、次回の平成三十二年大規模国勢調査に基づく見直しまでの五年間を通じて格差二倍未満となるように行うこととしております。

したがって、自公案は、国会の裁量権の範囲内における適切な立法措置であり、最高裁の判決に十分応えられるものとなっていると考えております。

次に、定数削減に対する認識及び削減の理由と根拠についてお尋ねがございました。

今般の改正法案では、調査会答申を受けまして、衆議院議員の定数を十削減して総定数を四百六十五名とすることとしております。この総定数四百六十五名は、大正十四年に男子による普通選挙が実現して以降最も少ない数です。

今回は、定数を十削減することといたしました。議員定数の問題は、全国民の代表たる国会議員及び国権の最高機関たる国会のあり方に直結する問題です。

将来的な議員定数のあり方については、民意の集約と反映のバランスに配慮しつつ、行政府との緊張関係の維持、国会の機能の充実といった観点も踏まえ、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

さらなる比例代表の削減は、民意の反映機能を弱めるのではないかと御質問をいただきました。

本法律案では、小選挙区の定数を六、比例代表の定数を四削減することとしており、比例代表の定数を殊さらに削減するものではありません。現行制度に比しますと、必ずしも比例代表の持つ民意反映機能が弱まっているとは考えていないというふうに認識をしております。(拍手)

〔岩屋毅君登壇〕

○岩屋毅君 吉川議員から、小選挙区比例代表並立制の問題点、調査会答申の受けとめ及び選挙制

度の抜本改革についてのお尋ねがございました。この選挙制度改革のときの議論には私も大いに思い入れがあるんですけども、平成八年の総選挙で初めての並立制が適用されました。以来七回の総選挙が実施されてまいりました。御承知のように、この間、二回の本格的な政権交代が起こったわけでございます。

一方で、この選挙制度改革が我が国の政治構造にどのような影響を及ぼしたのか、当初よりさまざまな観点から多くの議論がなされてまいりました。また、制度上の問題点や課題も指摘されてまいりました。

これまでの議論も十分に踏まえながら、制度導入時の理念や目的が本當に実現しているのか、現実との間にどのような乖離が生じているのか、制度の持つ矛盾や問題がどこにあらわれているのかなど、引き続き活発な議論を行っていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

調査会の答申では、我が国の民主政治の機能を十分に発揮せしめるために、さまざまな観点から議論が行われるべきだとの認識が示されております。

選挙制度のあり方は、御指摘のように、民意の集約と反映のバランスを基本にして、不断の見直しが必要であるというふうに考えているところでございます。

現行制度の現状を踏まえまして、どのような選挙制度が衆議院の制度として望ましいのか。現行制度を維持すべきだという考え方もございまして、完全小選挙区にすべきだという考え方もある、新たな中選挙区制にすべきだ、あるいは併用制、連用制など、いろいろな考え方が各党の中にあることは承知しておりますが、我が国の民主政治の将来を見据えて、引き続き各党間で活発かつ真摯に議論を重ねていくことが重要であると考えているところでございます。

以上です。(拍手)

〔落合貴之君登壇〕

○落合貴之君 定数削減に対する認識及び削減の理由と根拠についてのお尋ねがありました。

御指摘のとおり、答申においては、現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えないと指摘されていることは承知しております。一方で、答申は、衆議院議員の定数削減に関して、「多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である。」として

います。また、二〇一二年十一月十四日の党首討論において、当時の民主党、野田佳彦総理と、自由民主党、安倍晋三総裁との間で、遅くとも二〇一三年の通常国会で大幅な定数削減を行うとの約束もあります。

この約束は、社会保障制度改革を進めていくために必要な税負担を初め、国民に負担をお願いする政治の場にある者は、まずみずからの身を切る努力をしなければ国民の理解は得られないと思いに基づくものです。

総理と野党第一党の党首の約束をほごにするようなことがあれば、それこそ国民の政治に対する不信は決定的なものになると大きな懸念を持つものであります。

次に、さらなる比例代表の削減は、民意の反映機能を弱めるのではないかと御質問をいただきました。

本法草案では、小選挙区の定数を六、比例代表を四削減するとしております。比例代表を殊さらに削減するものではなく、現行制度に比べ、比例代表の持つ民意反映機能が弱まっているとは考えておりません。

加えて、調査会の答申に沿って、比例代表の各ブロックの定数配分についてアダプス方式にすることにより、最も定数の少ない四国ブロックについて、現行定数の六をかなり長期にわたり維持することができるとし、比例代表の持つ民意反

映機能を弱めることがないような工夫をしております。

なお、民進党案では、不断の見直しの中で定数削減に努める旨明記しておりますが、将来的な定数のあり方についても、民意の集約機能と反映機能の適正なバランスを踏まえて検討していくものと考えております。

次に、小選挙区比例代表並立制の問題点と調査会答申の受けとめ、選挙制度の抜本改革についての見解のお尋ねがありました。

小選挙区比例代表並立制は、基本的には、政権交代可能な政治の実現、政策本位の政党政治の実現を目指して導入された制度であると承知しています。振り返れば、一定の機能を果たしていると認識しています。

それと同時に、民進党案の附則第四条に、特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意した上で、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方について、両院制のもとで各議院が果たすべき役割を踏まえるとともに、民意の集約と反映の適正なバランスを実現するために、不断の見直しを行うことを明記させていただいております。

党の垣根を越えて、民意を適切に国政に届ける制度、有権者の視点から納得を得られる抜本的な制度改革の議論に取り組んでまいりたいと考えます。(拍手)

○副議長 川端達夫君 これにて質疑は終了いたしました。

○副議長 川端達夫君 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

出席国務大臣

総務大臣 高市 早苗君

○議長の報告

(議席指定)

一、昨二十一日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

一四五 北神 圭朗君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

国土交通委員 北神 圭朗君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

小林 史明君

中村 裕之君

中山 泰秀君

山口 泰明君

逢坂 誠二君

瀬戸 隆一君

福山 守君

大見 正君

井上 貴博君

田畑 裕明君

武井 俊輔君

中谷 真一君

郡 和子君

農林水産委員

辞任

あべ 俊子君

中川 郁子君

橋本 英教君

古川 康君

補欠

武井 俊輔君

瀬戸 隆一君

福山 守君

中谷 真一君

郡 和子君

大見 正君

田畑 裕明君

井上 貴博君

中村 裕之君

中山 泰秀君

小林 史明君

山口 泰明君

逢坂 誠二君

補欠

木村 弥生君

岡下 昌平君

神山 佐市君

古田 圭一君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

本村賢太郎君

原子力問題調査特別委員

辞任

うえの賢一郎君

佐々木 紀君

中川 郁子君

築 和生君

神谷 昇君

木内 均君

木村 弥生君

今野 智博君

高橋ひなこ君

武村 展英君

(議案付託)

一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

細田 健一君

岡下 昌平君

木村 弥生君

藤原 崇君

大串 正樹君

田畑 裕明君

宮川 典子君

あべ 俊子君

橋本 英教君

中川 郁子君

古川 康君

細田 健一君

補欠

北神 圭朗君

補欠

武村 展英君

今野 智博君

神谷 昇君

木村 弥生君

木内 均君

高橋ひなこ君

築 和生君

佐々木 紀君

中川 郁子君

うえの賢一郎君

平成二十八年四月二十二日 衆議院會議録第二十七号

議長の報告 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

二〇

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

以上三件 外務委員会 付託
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号) 国土交通委員会 付託
(議案送付)

一、昨二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

港湾法の一部を改正する法律案

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査)

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(議案通知)

一、昨二十一日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外七名提出)

(質問書提出)

一、昨二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

シベリア等強制抑留者の実態調査及び遺骨収集に関する質問主意書(長妻昭君提出)

熊本地震支援にともなう米海兵隊MV22オスプレイ投入に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案
右
国会に提出する。

平成二十八年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律
(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第一条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則(第四十五条 第五十二

条)」を「第四章の二 行政機関非識別加工情報(第五章 雑則(第四十五条 第五十二条)の提供(第四十四条の二 第四十四条の十六)条)」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「基本的事項」の下に「及び行政機関非識別加工情報(行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。」の提供に関する事項を加え、「図りつ」を「図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ」に改める。

第二条第二項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることとなるものを含む。))
二 個人識別符号が含まれるもの
第二条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項ただし書中「平成十一年法

律第四十二号」の下に。以下「行政機関情報公開法」という。を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録され、若しくは電磁的方式により、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を含む。

第二条に次の四項を加える。

8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この項において

同じ。)の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することによって個人に関する情報である場合にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。)と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。)ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報情報を復元することができないようにしたものを含む。

一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルと構成する保有個人情報他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる(他の情報と容易に照合することができることとなるものを除く。)を除く。以下この項において同じ。)の全部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。)が含まれて

いるときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報を含む。

一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルと構成する保有個人情報記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があつたとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルと構成する保有個人情報とを加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

11 この法律において「行政機関非識別加工情報

報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルと事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ)。

第四条中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。))を「電磁的記録」に改め、同条第三号中「(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。))第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ)及び(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」を削る。

第五条中「保有個人情報」の下に「(行政機関非識別加工情報(行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。次条第二項において同じ。))及び削除情報(第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及び第十條第二項第五号の三において同じ。))に該当するものを除く。次条第一項、第八条及び第十二条第一項において同じ。))」を加える。

第六条第一項中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「個人情報」の下に「(行政機関非識別加工情報(行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。次条第二項において同じ。))及び削除情報(第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及び第十條第二項第五号の三において同じ。))に該当するものを除く。次条第一項、第八条及び第十二条第一項において同じ。))」を加える。

第六條第一項中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「個人情報」の下に「(行政機関非識別加工情報(行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。次条第二項において同じ。))及び削除情報(第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及び第十條第二項第五号の三において同じ。))に該当するものを除く。次条第一項、第八条及び第十二条第一項において同じ。))」を加える。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第三十八條、第四十八條、第五十條及び第五十一條において同じ。))」を加える。

第十條第一項中「及び第五十一條」を「第五十一條及び第五十一條の五から第五十一條の七まで」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 記録情報に要配慮個人情報情報が含まれるときは、その旨

第十條第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 行政機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

五の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

第十條第二項第十一号中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に改める。

第十一條第一項中「第三項において」を「以下」に改める。

第十四條第二号中「含む」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十五條第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第二十二條第二項及び第三十四條第二項中「第二條第三項」を「第二條第五項」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 行政機関非識別加工情報の提供

(行政機関非識別加工情報の作成及び提供等) 第四十四條の二 行政機関の長は、この章の規定に従い、行政機関非識別加工情報(行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。以下この章及び次章において同じ。))を作成し、及び提供することができる。

2 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関非識別加工情報及び削除情報(保有個人情報に

であること。

2 行政機関の長は、前項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が前項

各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 第四十四条の九の規定により行政機関の長との間で行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長は、第一項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第四十四条の八 個人情報ファイル簿に第四十四条の三第三号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第四十四条の五第一項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報に記録されている行政文書の行政機関情報公開法第三十三条の規定による開示の請求と、前条第二項の規定による通知を当該行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、行政機関情報公開法第十三条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「行政機関の長」とあるのは、「行政機関の長(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第五条に規定する行政機関の長をいう。次項において同じ。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第一項に規定する第三者が第四十四条の五第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第四十四条の九 第四十四条の七第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長との間で、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関非識別加工情報の作成等)

第四十四条の十 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならぬ。

定する第三者が第四十四条の五第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第四十四条の九 第四十四条の七第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長との間で、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関非識別加工情報の作成等)

第四十四条の十 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならぬ。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第四十四条の十一 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成したときは、当該行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについては、第四十四条の三の規定により読み替えられた第十一條第一項の規定の適用については、同項中「並びに第四

十四條の三各号」とあるのは、「第四十四條の三各号並びに第四十四條の十一各号」とする。

一 行政機関非識別加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第四十四条の十二 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができ、当該行政機関非識別加工情報について第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第四十四条の五第二項及び第三項、第四十四条の六、第四十四条の七並びに第四十四条の九の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第四十四条の五第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定すること」とあるのは「を特定すること」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号までに」と、第四十四条の七第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及

び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号までに」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号までに」と読み替えるものとする。

(手数料)

第四十四条の十三 第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第四十四条の十四 行政機関の長は、第四十四条の九(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。の)の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第四十四条の六各号(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。の)のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

(安全確保の措置)

第四十四条の十五 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第

二 前項において準用する行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第一項に規定する第三者が第四十四条の五第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第四十四条の九 第四十四条の七第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長との間で、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関非識別加工情報の作成等)

第四十四条の十 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならぬ。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第四十四条の十一 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成したときは、当該行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについては、第四十四条の三の規定により読み替えられた第十一條第一項の規定の適用については、同項中「並びに第四

十四條の三各号」とあるのは、「第四十四條の三各号並びに第四十四條の十一各号」とする。

一 行政機関非識別加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第四十四条の十二 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができ、当該行政機関非識別加工情報について第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第四十四条の五第二項及び第三項、第四十四条の六、第四十四条の七並びに第四十四条の九の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第四十四条の五第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定すること」とあるのは「を特定すること」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号までに」と、第四十四条の七第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及

び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号までに」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号までに」と読み替えるものとする。

(手数料)

第四十四条の十三 第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一項の規定により行つた加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
(従事者の義務)

第四十四条の十六 行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第四十五条第一項中「前章」を「第四章」に改め、同条第二項中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」を「行政機関情報公開法」に、「前章」を「第四章」に改める。

第四十六条中「前三章」を「第二章から前章まで」に、「前章第四節」を「第四章第四節」に改める。

第四十七条第二項中「この法律」の下に「前章を除く。第四十九条第一項、第五十条及び第五十一条において同じ。」を加える。

第四十八条の見出しを「(行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理)」に改める。

第五十一条の次に次の七条を加える。

(第四十四条の五第一項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第五十一条の二 行政機関の長は、第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提

案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。
(行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第五十一条の三 行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(報告の要求)

第五十一条の四 個人情報保護委員会は、行政機関の長に対し、前章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

(資料の提出の要求及び実地調査)

第五十一条の五 個人情報保護委員会は、前条に定めるもののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第五十一条の六 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第五十一条の七 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取

扱いについて勧告をすることができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第五十一条の八 個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、行政機関の長が同法第七十六条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に限る。)に対して行政機関非識別加工情報を提供し行為については、その権限を行使しないものとする。

第五十三条中「第六条第二項」の下に「若しくは第四十四条の十五第二項」を加え、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則(第四十五条―第四十九条)」を「第四章の二 独立行政法人等非識別加工情報」(第五章 雑則(第四十五条―第四十九条)を「第四章の二 独立行政法人等非識別加工情報の提供(第四十四条の二―第四十四条の十六)」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「基本的事項」の下に「及び独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の提供に関する事項」を加え、「(四つ)」を「四つ、並びに個人情報保護の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ」に改める。

第二条第二項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合する

ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができないう形式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることとなるものを含む。))

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項ただし書中「平成十三年法律第四十号」の下に、以下「独立行政法人等情報公開法」という。を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴、犯罪により害を被つた事実その他の本罪に對する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を用いる。

8 この法律において「非識別加工情報」とは、

次の各号に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。を除外。以下この項において同じ。))の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合)にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。)と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。)ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報(を復元することができないようにしたもの)をいう。

一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除す

二 第二項第二号に該当する個人情報 当該

個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

9 この法律において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当

する個人情報ファイルを構成する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く))を除く。

以下この項において同じ。の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報がある記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第三条の規定による開示の請求を

があつたとしたならば、当該独立行政法人等が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報
の全部又は一部を開示する旨の決

口 独立行政法人等情報公開法第十四条第

一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができ、
きるものであること。

10 この法律において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであるものとして政令で定めるもの

この法律において「独立行政法人等非識別別加工情報取扱事業者」とは、独立行政法人等非識別別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 独立行政法人等

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法)

(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下(同じ。)

第四条中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十四条及び第五十二条に

第六案中「保有個人情報」の下に「（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。次条第二項において同じ。）及び削除情報（第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及び第十一條第二項第三号の三において同じ。）に該当するものを除く。次条第一項、第九條及び第十二條第一項において同じ。」を加へる。

第七條第一項中「き損」を「毀損」に改め、同條第二項中「個人情報」の下に「（独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次條、第三十八條及び第四十七條において同じ。）」を加える。

第十一条第一項中「第三項において」を「以下」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第十一条第二項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

三の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

第十四条第二号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十五条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第二十二條第二項及び第三十四條第二項中「第二條第三項」を「第二條第五項」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 独立行政法人等非識別加工情報の提供

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第四十四条の二 独立行政法人等は、この章の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイル)を構成するものに限り、以下この章及び次章において同じ。)を作成し、及び提供することができる。

2 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この章において同じ。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第四十四条の三 独立行政法人等は、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイルが第二項第九項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第十一項第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び第四十四条の三各号に掲げる事項」とする。

一 第四十四条の五第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 当該個人情報ファイルが第二項第九項第二号(口に係る部分に限る。)に該当するときは、第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等情報公開法第十四条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第四十四条の四 独立行政法人等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第四十四条の五 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、独立行政法人等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を独立行政法人等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称
三 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)
第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができる。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)若しくは行政機関個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十四条の十四の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

五 行政機関個人情報保護法第四十四条の十四の規定により行政機関個人情報保護法第二項第九項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があつたもの

(提案の審査等)

第四十四条の七 独立行政法人等は、第四十四条の五第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四十四条の五第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第四十四条の五第二項第三号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報本人の数以下であること。

三 第四十四条の五第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第四十四条の十第一項の基準に適合するものであること。

四 第四十四条の五第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若し

くは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第四十四条の五第二項第六号の期間が独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第四十四条の五第二項第五号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 独立行政法人等は、前項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 第四十四条の九の規定により独立行政法人等との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 独立行政法人等は、第一項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第四十四条の八 個人情報ファイル簿に第四十四条の三第三号に掲げる事項の記載がある個

平成二十八年四月二十二日 衆議院会議録第二十七号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

個人情報ファイルに係る第四十四条の五第一項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報に記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第三号の規定による開示の請求と、前条第二項の規定による通知を当該法人文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「独立行政法人等」とあるのは、「独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する独立行政法人等という。次項において同じ。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する独立行政法人等情報公開法第十四条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第一項に規定する第三者が第四十四条の五第一項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第四十四条の九 第四十四条の七第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、独立行政法人等との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)
第四十四条の十 独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特

定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)
第四十四条の十一 独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第四十四条の三の規定により読み替えられた第十一項第一項の規定の適用については、同項中「及び第四十四条の三各号」とあるのは、「並びに第四十四条の三各号及び第四十四条の十一各号」とする。

一 独立行政法人等非識別加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)
第四十四条の十二 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、独立行政

政法人等に対し、当該事業に関する提案をすることが出来る。当該独立行政法人等非識別加工情報について第四十四条の九の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第四十四条の五第二項及び第三項、第四十四条の六、第四十四条の七並びに第四十四条の九の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第四十四条の五第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第四十四条の七第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)
第四十四条の十三 第四十四条の九(前条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、行政機関個人情報保護法第四十四条の十三の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第四十四条の十四 独立行政法人等は、第四十四条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第四十四条の六各号(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

(安全確保の措置)

第四十四条の十五 独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十一項の規定により行つた加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
(従事者の義務)

第四十四条の十六 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は

不当な目的に利用してはならない。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 二 前条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

第四十五条中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」を「独立行政法人等情報公開法」に、「前章」を「第四章」に改める。
第四十六条第二項中「この法律」の下に「(前章を除く。第四十八条第一項において同じ。)」を加える。

第四十七条の見出しを「独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する苦情処理」に改める。
第四十八条の次に次の七条を加える。

(第四十四条の五第二項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第四十八条の二 独立行政法人等は、第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。
(独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第四十八条の三 独立行政法人等は、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
(報告の要求)

第四十八条の四 個人情報保護委員会は、独立行政法人等に対し、前章の規定の施行の状況

について報告を求めることができる。

(資料の提出の要求及び実地調査)

第四十八条の五 個人情報保護委員会は、前条に定めるもののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人等に対し、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。
(指導及び助言)

第四十八条の六 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人等に対し、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。
(勧告)

第四十八条の七 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人等に対し、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いについて勧告をすることができる。
(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第四十八条の八 個人情報保護委員会は、第四十八条の四から前条までの規定により独立行政法人等に対し報告、資料の提出若しくは説明の要求、実地調査、指導、助言又は勧告を行うに当たっては、学問の自由を妨げてはならない。

2 個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、独立行政法人等が同法第七十六条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う場合に限る。)に対して独立行政法人

等非識別加工情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。
第五十条中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同条第二号中「第七条第二項の下に」若しくは第四十四条の十五第二項を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一号中「記述等」の下に「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。)若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第十項に規定する独立

第七条中「不開示情報」の下に「(第五条第一号の二に掲げる情報を除く。)」を加える。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「記述等」の下に「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

の二 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) 第二条第九項に規定する行政機関非識別別加工情報(同条第十項に規定する行政機関非識別別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別別加工情報」という。)若しくは行政機関非識別別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの)(他の情

成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、そ

れにより特定の個人を識別することができ
ることとなるもの（他の情報と容易に照合

することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一

号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号

第七条中「不開示情報」の下に「第五条第一号二に掲げる情報を除く。」を加える。

附則
行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報に関する法律（以下この条において「新行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関が保有している同条第六項に規

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(個人情報の一體的な利用促進に係る措置)

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号 第二条第五項に規定する個人情報

同項第二号に規定する地方公共団体、同項第三号に規定する独立行政法人等及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有する同条第一項に規定する個人情報が一体的に利用されることとが公共の利益の増進及び豊かな国民生活の実現に特に資すると考えられる分野における個人情報の一體的な利用の促進のための措置を講ずる。

2 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)の施行の日までの間における前項の規定の適用については、同項中「**第二条第五項**」とあるのは、「**第二条第三項**」とす。

(鐵道抵当法等の一部改正)

第五條 次に掲げる法律の規定中「第二條第三項」

一 鐵道抵当法(明治二十八年法律第五十三号)
第三十八条ノ二第三項

二 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)
第二百二十九条

三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)
第五十条第四項

四 鋤業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)

五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の四第四項

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)
 第八条の五第二項

七 特定多目的タム法（昭和三十三年法律第三十五号）第二十六条第五項

九 特許法(昭和三十一年法律第百二十一號)第
百八十六條第四項

六十三條第四項

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十

五号)第四百一条
十二 著作權法(昭和四十五年法律第四十八号)

第七十八条第九項
十三 日本国と大韓民国との間の両国に隣接す

る大陸棚だなの南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発

に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)第三十二条第六項

十四 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十

十年法律第三十三号) 第六条第二項
十五 半導体集積回路の回路配置に関する法律

（昭和六十年法律第四十三号）第四十八条第三項

十六 工業所有権に関する手続等の特例に関する

る法律(平成二年法律第三十号)第十二条第五項
十七 種苗法(平成十年法律第八十三号)第五十三条第三項
十八 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)第十八条
十九 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二十七条第五項
二十 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十四条
二十一 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二二号)第三十一条第四項
二十二 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第八条第三項第一号
二十三 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百五十五条及び附則第四条第四項
二十四 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第九十六条の二第一項
二十五 日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第三十八条第九項及び第十項
(個人情報保護の保護に関する法律の一部改正)
第六条 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。
第三十八条中「第三十六条第一項」の下に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十四条の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四条の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))を加える。
第六十一条第二号中「個人情報及び」を「個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事

業者における」に、「並びに」を、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルに構成するものに限る。)(の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルに構成するものに限る。)(の取扱いに関する監督並びに個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する」に改める。
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「第二条第四項に規定する個人情報ファイル」を「第二条第六項に規定する個人情報ファイル」に改める。

理 由

個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政並びに独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営並びに個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報に加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するため、必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
一
本法案は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政並びに独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営並びに個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報に加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みを設けるほか、所要の規定の整備を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正
(一) 「非識別加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報に加工して得られる個人情報に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いること。
(二) 行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の提供のための公正・透明な手続として、提案の募集、提案の審査及び契約の締結などについて、適正な取扱いの規律として、行政機関等が安全確保の措置を講ずることなどを定めること。
(三) 行政機関非識別加工情報等に関する仕組みの円滑な実施のため、行政機関等は、提案をしようとする者に対する情報の提供及び苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこと、個人情報保護委員会は、総合的な案内所を整備すること、同委員会の行政機関及び独立行政法人等に対する権

限として、報告の要求、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告を定めること。
(四) その他、個人情報の定義の明確化を行うなど所要の規定の整備を行うこと。

2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部改正
行政機関非識別加工情報若しくは独立行政法人等非識別加工情報又はこれらの作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号は、情報公開請求に係る不開示情報とした上で、公益上の裁量的開示の対象から除くこと。

3 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政並びに独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営並びに個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報に加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みを設けるほか、所要の規定の整備を行うこととする本法案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十八年四月二十一日
衆議院議長 大島 理森殿
総務委員長 遠山 清彦

〔別紙〕

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、本法が個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を目的としていることを踏まえ、行政の適正かつ円滑な運営を図りながら、個人情報の適正かつ効果的な活用が進み、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 個人情報の定義等を政令等で定めるに当たっては、国民及び事業者等に分かりやすいものとなるよう、これらの者から幅広く丁寧に意見を聴取するとともに、保護対象を可能な限り明確化すること。

二 非識別加工情報の規定の趣旨が個人情報の利活用を促進するものであることに鑑み、行政機関非識別加工情報等を活用する者が個人情報保護法に基づく匿名加工情報と同様に取り扱いことができることについて、十分な周知を行うこと。

三 個人情報保護委員会は、行政機関非識別加工情報等の作成に係る基準を策定するに当たっては、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の特質に十分に配慮するとともに、情報通信分野において日々進展する技術革新に伴って、特定の個人を識別される危険性を排除するために、当該基準に関し、適宜必要な見直しを行うこと。

四 個人情報保護委員会は、本法を含む個人情報保護法制及び個人情報保護委員会規則の適切な運用に努めるとともに、事業者や関係団体に対し、利活用に資する情報を提供する等、必要な支援を行うこと。

また、そのために、個人情報保護委員会の委員、専門委員及び事務局においては、行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度及び民間における個人情報の利活用の実務について十分な知見を有する者のほか、個人情報収集され、提供される国民の権利利益の保護に精通する者などを適切に登用すること。

五 今後、各地方公共団体において、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われることが想定されることから、その円滑な検討に資するよう、速やかに相談窓口を設け、必要な情報を提供を行うなど国が地方公共団体に対して協力を行うための体制整備に努めること。

六 我が国の個人情報の保護水準が国際的に十分なものであることを、行政機関非識別加工情報等の制度的な導入も含め、諸外国に積極的に周知し、相互理解を十分に深めること。

七 行政機関等の保有する個人情報には、当該個人情報の取得プロセスにおける義務性・権力性が高いものや、本人にとって秘匿性が高いものが多いことに鑑み、行政に対する国民の信頼を確保する観点から、行政機関等は、保有する個人情報の保護に係る実効性ある情報セキュリティ対策の在り方について不断の検討を行い、必要な対策を遺漏なく確実に実施すること。

八 行政機関及び独立行政法人等においては、非識別加工情報が行政機関等の内部においては個人情報に該当することを十分に認識し、個人情報を取り扱う業務に従事する者のICTの知識とモラルの向上、法令・情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図るための研修実施など、継続的な人材育成に必要な措置を講ずるとともに、非識別加工情報と他の情報との照合は、所掌事務の遂行に必要であり、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合に限る等、個人情報の保護に万全の体制を

構築すること。

九 本法の適正な運用を確保するため、責任者を定めて責任の所在を明確にするなどの管理体制の整備、指針の作成、研修の実施等による指導の徹底を図ること。

十 教育、広報その他の継続的な活動を通じて、個人情報及び非識別加工情報の適正な取扱いの下での利活用の推進に関する国民の理解と信頼を深めるよう努めること。

十一 附則第四条に規定する「個人情報の一体的な利用の促進のための措置」を講ずるに際しては、「法制上の措置」も含めて検討するなど、以上の諸点を踏まえ、必要な見直しを行うこと。右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 一〇巴	本号一部 一八円